

# 參議院財政金融委員會會議錄第五號

(第五部)

(七七)

平成三十一年三月二十日(水曜日)  
午前十時開会

委員の異動  
三月二十日

徳茂	雅之君
西田	昌司君
宮島	喜文君
竹谷とし子君	
小野田紀美君	宮沢洋二君
大家敏志君	
杉久武君	

出席者は左のとおり。  
委員長 中西 健治君

111

委員

国税庁 次長	並木 稔君
厚生労働大臣官房審議官	諏訪園健司君
経済産業大臣官房審議官	藤木 俊光君
観光庁觀光地域振興部長	島田 勘資君
防衛大臣官房施設監	平岡 成折君
防衛省防衛政策局次長	平井 啓友君
防衛省地方協力局長	石川 武君
株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁	中村 吉利君
株式会社国際協力銀行代表取締役総裁	田中 一穂君
日本銀行総裁	前田 匡史君
日本銀行副総裁	黒田 東彦君
日本銀行理事	若田部昌澄君 内田 真一君

○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中西健治君)　ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、竹谷とし子君、徳茂雅之君及び宮島喜文君が委員を辞任され、その補欠として杉久武君、富沢洋一君及び大家敏志君が選任されました。

○委員長(中西健治君)　政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

委嘱審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣法制局第一部長岩尾信行君外十名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中西健治君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君)　参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

委嘱審査のため、本日の委員会に株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁田中一穂君、株式会社国際協力銀行代表取締役総裁前田匡史君及び日本銀行副総裁若田部昌澄君を参考人として出席を求め、その意見を聽取ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中西健治君)　去る十四日、予算委員会から、三月二十日の一日間、平成三十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算

中、内閣府所管のうち金融庁、財務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行について審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。

審査を委嘱されました予算について政府から説明を聽取いたします。麻生財務大臣兼内閣府特命担当大臣。

○國務大臣(麻生太郎君) 平成三十一年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算について御説明を申し上げます。

まず、一般会計歳入予算額は百一兆四千五百七十億円余となつております。

この内訳について申し上げますと、租税及び印紙收入は六十二兆四千九百五十億円、その他收入は六兆三千十六億円余、公債金は三十二兆六千六百四億円余となつております。

次に、当省所管の一般会計歳出予算額は二十五兆四千七百四十四億円余となつております。

このうち主な事項について申し上げますと、国債費は二十三兆五千八十一億円余、復興事業費等東日本大震災復興特別会計への繰入れは一千八百四十八億円余、予備費は五千億円となつております。

次に、当省所管の各特別会計の歳入歳出予算について申し上げます。

国債整理基金特別会計におきましては、歳入歳出いはずも百九十九兆七千五百三十三億円余となつております。

最後に、当省関係の各政府関係機関の収入支出予算について申し上げます。

株式会社日本政策金融公庫国民一般向け業務におきましては、収入一千六百四十一億円余、支出八百八十六億円余となつております。

このほか、同公庫の農林水産業者向け業務等の各業務及び株式会社国際協力銀行の収入支出予算

につきましては、予算書等を御覧いただきたいと存じます。

以上、財務省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第であります。

なお、時間の関係もございまして、既に配付をいたしております印刷物をもちまして詳しい説明に代えさせていただきますので、記録にとどめてくださいますようお願いを申し上げておきます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。引き続きまして、平成三十一年度における内閣府所管金融庁の歳出予算について御説明申し上げます。

金融庁の平成三十一年度における歳出予算額は二百五十五億円余となつております。

このうち主な事項について申し上げますと、金融庁の一般行政に必要な経費として二百三十億円余、金融市場の整備推進に必要な経費として十億円余、国際会議等に必要な経費として四億円余となつております。

以上、内閣府所管金融庁の歳出予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第であります。

○委員長(中西健治君) 以上で説明の聽取は終りました。

なお、財務省関係の予算の説明については、お手元に配付しております詳細な説明書を本日の会議録の末尾に掲載することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○古川俊治君 おはようございます。一番最初、自由民主党の古川俊治から質問をさせていただきます。

今日、今、麻生大臣の御説明にもありましたように、財務省の本年の国債費は二十三兆五千億余

りと、まだこの国債が問題になるんですけれども、昔というか、これ数年前なんですが、麻生大臣に埼玉県に来ていただきまして、そのときに御講演を伺いました。

そのときには、今の日本国債は円建てであると、全て。そして、多くが、日本は絶常黒字なので、円の信認というのは問題がないだろうと。それから、ほとんどが日本国民が持っているから、日本国民が九割を所有していますよね、日本国債、それなので、皆さんに借金のツケ回しを、先送りをしていると言うんですけど、実際は債権を残してあげているんだと、そういう大変元気の出る御講演で、なるほど非常に心配した次第でございます。

それで、私、議員になりましてから、最近特に社会保険費を、自然増を抑制しるというふうに言われまして、ここ三年は大変厳しい状況で頑張ってきたわけであります。

麻生大臣、僕、自分も、この政権復帰してから、麻生大臣になられてから六年間のうち四年間この委員会に置かせていただきますけれども、麻生大臣には本当に長い御経験をすごく踏まえまして、すばらしい御答弁いつもされていて、すごい感心しているんですけれども、その上で、ちょっと御見解を伺いたいと思って今日質問させていただきます。

配付いたしましたのは、これから的人口構成の動きなんですね。それで、資料一でありますけれども、しばらくここから団塊の世代と言われる人たちが七十五歳以上になります。その後、一時期七十五歳になる人が減ってきまして、そして今度は団塊ジニアという人たちが七十五歳になつくると。そういう一時的な団塊の世代と団塊ジニアの時期を過ぎますと、これ一〇〇年ぐら

い、二〇六〇年ぐらいになると、多分ここにいる人たちはみんな死んでいるんですよ、多分。それがどうになると、実は、人口は減少するんですね。けれども、人口構成はほとんど変わらなくなるんですね。ですから、言つてみると、そこまで、そ

の間まで、ここから、今から一〇六〇年ぐらいまで日本の経済状態がうまくいくべきは何とかなるんだろうという気はしているんですけども。

その上で、今、この委員会でもずっとこれだけ財政赤字がますますいとと言ひながら、消費税もなかなか上げないで、軽減税率もやるわ、児童教育無償化はやるわということで、先延ばししてもいつもこの議論になるのは、円高どうしようとか、あとデフレどうしようとか、全然、円の信認とかインフレとかいう話に全くならないんですね。

そう考えてみると、あと四十年ぐらい、アメリカではもう既に全部自国建ての債券で出していて、物価が安定しているならば幾ら財政赤字出しあつて構わないという議論も今出ているようなんですね。そう考えてみると、もう日本はこの後四十年ぐらいは何とかそこを、ちょうど人口が増える、高齢者が増えるときだけは取りあえず国債増發していくべきいいんじやないかと、そういう気になつてくるんですけれども。

もう一つ、次のページめくつていただきいて、二〇一二年からはこの団塊の世代がいよいよ七十五歳以上になるために、ここでいわゆる社会保障費の自然増というのは急に増えるわけですよ。

ここで、麻生大臣は、これからよいよ、国債についてあるいは社会保険費についてどういうふうに御見解をお持ちなのか、ちょっと伺いたいと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) これはもう、人口推計というのは、いろいろなこの種の将来予想で最も当たる確率のでかいと言われているのはこの人口推計と言われておりますので、そういう意味では、アバウト、こういったような流れになつてい

くんどううと想像しておかないといかぬのだろうと思つております。

その上で、やっぱり少子化、加えて高齢化ということによつてこれは社会保険費と言われるものが増大して、今、国家予算のほぼ三分の一ということになりますので、そういうことになつてき

ておるという現状で、これは今の状態においてすら十分な財源が確保できていないということで、借金が累積していくという状況にありますので、今のようによく借金のツケ回しという話がありませうけど、これは債権を負つてるのは政府であって国民ではありませんから、政府が債務を負つてはいるのであって、いわゆる国民は債権者と負つてはいるので、この発想を全然変えておかないと、新聞に載せられた話というのはやめた方が、危なつかしい話で、少し違うと思いますので。

こうした中で、更なる高齢化ということの社会的問題が、少するわけですから、そういう意味で財源の縮小、おまけに医療が更に高度化していくといふことは、より高齢化するという形にもなっています。そこで、医療費が増大するといったことを考えなきやいけませんので、基本的にはやっぱり、古川先生も、給付と負担というもののいわゆる見直しというものがまず基本に置いておかないとこれはどうにもならぬのだと思いますが、あの制度を更に重点化するとか効率化するとか、支え手を増やすためにどうするとか、今、一・八、特殊合計出生率一・八にするとか、いろいろ併せて実行していくことが不可欠なんだと思つておりますが、いくつ具体的には、やっぱり、今、我々には、改革工程表に定められた歳出改革というのを確実に進めていくというのはこれ大前提ですが、給付と負担の在り方を含めた社会保障の総合的かつ重点的な取り組むべき政策というのを取りまとめ、基礎強化内という期間を二〇二一年までに、から実行に移していくということをしておるんですけど、これらの解決を真摯に取り組むということです。これ、生半可な話じゃとてもないんであります。ことなんだと思つておりますので、今ちょっとおしゃった、MMTですかね、モダン・マネタリー・セオリーでしたっけ、あの種の話が出てきて、これは一部の方の話なのであって、決して間違つておるわけではありません

し、日本のよう<sup>に</sup>に自國通  
る大國<sup>とい</sup>うのは、日本  
イス、ノルウエーなどこ  
したけど、どこか一か國  
ういつたことが、實際問  
らかに純権国ですかから  
は、一つの理屈としては  
ど、じや、これおまえや  
ちよつと、この種の話を  
にやつてみるといふよう  
も、政權を預かっている  
に簡単に乗れる話ではな  
思つております。

別の観点で、国債管理についてなんですが、日本債は先進国の中では一番海外の保有率が低いということなんですね。アメリカやドイツなんか比べて著しく低いです。ただ、ここに来て海外主体による国債の所有率がだんだん上がってきて、今シェアが一・一%ぐらいというふうに伺つておりますけれども。

古川先生の御指摘にお答へ  
いうことで、いと一%  
準になつていて、  
ことで申し上げると、私も  
あるいはロンドン中心に  
ますけれども、やはり  
それぞれの投資家によつて  
といふのを意外と喜んで  
姿と歓迎しているような  
ついてはいかがでしょ

あります。これは短期から非常に長期、年金に至

が、短期であれば当然イベントリスクということ

るまで、これはたくさんあります。  
そうしたいろんな方向を向いている投資家が保  
有をしていただぐくということは、基本的には、あ  
になりますけれども、長期保有の場合といふのは  
ファンダメンタルズ、あるいは経済の状況、財政  
の状況がどうなのか、そういうたどころに注目が

る意味マーケットの厚みを増すということになりま  
すし、そういった意味では安定性に寄与するとい  
うことで、そうした観点から、これまでも、私  
どもとしても、海外のIRというところに努めて  
いるところがございまして、基本的には歓迎すべ  
き流れというふうに考えております。

その一方で、セカンダリーマーケットについ  
て申し上げると、かなりこれは、海外の投資家の  
アクティビティはかなり増しています。実際、  
例えば先物のシェアにおいては六割をもう超える  
いう意味マーケットの厚みを増すということになり  
ますし、そういった意味では安定性に寄与するとい  
うことで、そうした観点から、これまでも、私  
どもとしても、海外のIRというところに努めて  
いるところがございまして、基本的には歓迎すべ  
き流れというふうに考えております。

そういう意味で、若干、今感心度が全体とし  
て下がっているところはあるんだと思いますけれ  
ども、ある意味そこは海外の投資家のボリューム  
も増えてくるというところで、しっかりとそこは適  
切な国債管理政策等というものをしていく、あるいは  
日本は日本の現状というものをしっかりと正確に発信  
をしていく、そういう必要性があるというふう  
に考えております。

水準になつてゐるといふこともあります、それはしっかりと注視していく必要があると思います。

と思っております。

一つの問題として流動性が低下

していく姿があるということなんですか。これ長期保有のリスクを考えると、ドイツとかアメリカとか、あれだけ格付があって信認のある国債であれば、それは海外の人、いろんな保有の人たちが出てくれば価格も安定しますし、それは望ましい

めに一定を保たれ

ているんですけど、特に現物の  
く低下してきているということ  
銀團は、震災一派でござるが、

とか言ふ者も直々香港に来た場合には、これにはもう上海の人たちはどんどん売る可能性があると思うんですね。日本人の方がまだそこは頑張ろうという気になるわけでありまして。海外の保有がどんどん

て、そうすると、

やはりその価格がなかなか、急  
と価格が下がるといつたり、あ

〔副大臣 鈴木豊林君〕 御指摘のような懸念があることは私も承知をしているところであります。

るいは結構買い集  
価格操作がされや  
うに伺つているん  
今政府として、  
いうことについて

めのターゲットといいますか、  
すいという問題があるというふ  
でされども。

ついて何か、どういう対策を取られているのか、教えていただきたいと思います。

○副大臣(鈴木馨祐君) 流動性という話で、そもそも、流動性、どうやって捉えるかというのは、一義的になかなか申し上げることは難しいんだろうというふうに思いますが、基本的にはやはり流動性は高い方がある意味リスクがそれは下がるというふうはこれ事実だと思いますので、そこはそういった観点で、一つの課題としては私どもとしても認識をしているところであります。

そうした状況ということを踏まえまして、財務省としても市場関係者との意見交換も含めて、今、例えば流動性供給入札の活用であったり、あるいはリオーブン発行による一銘柄当たりの発行額の増額、あるいは最近であれば国債の発行のいろんな長さというか、そういったところについても、いろんな多様化というか、そういうことを図つていくことで国債市場全体の流動性を上げていくということで今努めているところであります。

引き続き、これは様々なマーケットの方々とも意見交換をさせていただいてしっかりと現状把握に努めて、かかるべき流動性をしっかりと維持できるような国債管理政策に向けて努めてまいります。

○古川俊治君 ありがとうございます。

先ほど副大臣おっしゃいましたけど、特定銘柄が結構選ばれたりすると、それもちょっととゆがみがあるということも言われていますし、流動性が何をもって流動性というかというのも確かに問題もあるんですけども、一般的にはなるべく頻繁に売り買いができるビッドとアスクの違いが低いと、スプレッドですね、そういう体制が基本的にはいいと考えられるので、そこは注意をして、特に市場関係者とうまくコミュニケーションを図つていただきたいたいと思つております。この流動性の低下について、一つ、私、いろんな文献を読ませていただいたんですけども、今

の日銀の量的緩和とそれからマイナス金利という

二つの政策に絡んでいるんじゃないかな、それがちょっとと債券市場をやがめているんじゃないかな、税費乱費という四文字が出ていまして、何か

と、そのために流動性が低下しているんじゃないかなという議論があるようなんですが、それはどのように、関連性についてはどのようにお考えで

しようか。

○副大臣(鈴木馨祐君) 古川先生がおっしゃりました意図は何となく分かりますけれども、政府として申し上げるとすれば、国債市場の流動性は、金融政策運営だけではなく、投資家のニーズや金利動向等様々な要因を背景に決まるものであると考

えております。

いざれにいたしましても、発行当局としては、

引き続き、国債市場の状況や投資家の動向等を注視しつつ、市場関係者との丁寧な対話をを行いながら適切な国債管理政策を努めてまいりたいと思っております。

その一方で、例えば昨日の終値がマイナスで○〇四%という状況でありまして、先ほど申し上げましたように、ある意味で、マーケットの流動性が下がると、これはマーケットのファンダメンタルズに対する感応度が下がるということは、それはリスクとして我々もきちんと感じておかな

くてはいけないと思っています。やはり、マーケットは一つカナリア的な役割というのも本来はあるんだろうと思いますので、しっかりとそこは適切な国債管理政策を行ながら、しっかりと運営に努めてまいりたいと思っております。

○古川俊治君 なかなかこういう金融政策下の国債管理なので難しいのはよく分かりますけれども、もう是非、信認が落ちないように、急な金利上昇がないように御努力していただきたいと思います。

今日は予算の委嘱ということで、税の基本的な

問題について伺えればというふうに思つております。○長浜博行君 おはようございます。

ただいま委員より、税の三原則について御紹介す

新聞を見てみると、何か雑誌の広告でしようと、そのため流動性が低下しているんじゃないかな

日本で一番大きな地方自治体のことらしいので、この国家のことではないとは思いますけれども、百兆円を超す一般会計という初めての予算の中で、いただいた税を一円でも無駄にすることがないか使うということはとても大事なことではないか

などというふうにも思つております。

いわゆる社会保障と税の一體改革の中での、軽減税率を考えるということは確かにあのときに項目の一つとしてあつたというふうに思つておりますけれども、軽減税率に加えて今回はポイント還元

ということで、前回も申し上げましたけれども、事実上、五つの複数税率というような形になってしまつて、税の基本と言つたらいいんでしょう

か、多くの先生方は税理士の先生方による後援会をお持ちだというふうに思つますけれども、私のなどに出てみると、もはや公平、中立、簡素など

ということは遠くなつたねというような発言が出たりする場面に遭遇するわけであります。

公平は、経済力が同等の人に等しい負担を求める水平的公平と経済力のある人により大きな負担

を求める垂直的公平があるというふうに習いまし

たし、中立は、税制が個人や企業の経済活動における選択をゆがめないようにするものが中立の原則ですといふことも習いましたし、簡素、税制の仕組みをできるだけ簡素にし、理解しやすいものに

するということありますので、消費税率が二〇%のときには軽減税率を考えるということはヨーロッパ諸国でも行われていることでもありますけれども、この段階で非常に複雑な制度に結果的に、あくまでも軽減税率は一〇と八だと言えれば議論が進みませんけれども、五段階という状況、現

実的になつてゐるところで、租税の三原則から著しく逸脱しているというふうにはお考えにならな

いでじょううか。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げま

がございました。一般的には公平、中立、簡素が掲げられることが多く、この三原則が税制全体の在り方の指針となると考えております。ただ、公平、中立、簡素の三原則、常に全てが同時に満たされるものではなく、一つの原則を重視すれば他の原則をある程度損なうことにならざるを得ないというトレードオフの関係に立つ場合もあると考えております。

税制の場合、例えばその消費税の軽減税率制度について申し上げれば、単一税率と比較して複雑であるという指摘もあるところではございませんけれども、他方で、いわゆる消費税の逆進性が緩和されていわゆる垂直的公平に配慮しているという点、また対象品目を酒類、外食を除く飲食料品全体ということで、飲食料品を全て含むこととすることによりまして可能な限り簡素な仕組みとなつてゐるという評価もできるのではないかと考えております。

こうして、軽減税率制度を考える際にも、税制の三原則といふことについては考慮に入れながら、制度の仕組みは考えていくところではございます。

他方、ポイント還元事業につきましては、これは軽減税率とはまた別の事業として行つているものでございまして、軽減税率制度が複雑になつてゐるということではなくて、そこはきちんとそれぞれの制度趣旨を御説明していくことによって理解を広げて、混乱のないように施行してまいりたいたいというふうに考えております。

○長浜博行君 そうすると、もう一つ公平のことで、お金持ちとお金持ぢじゃない方というこの公平ではなくて世代間の公平、つまり、異なる世代を比較して負担の公平が保たれているか、将来の世代にツケ回しをしない、つまり、増税によつて、今回の消費税もそうですが、増税によつて収支の均衡を図つていくといふこの世代間の公平に

対する考え方は、この消費増税ではどのようにお考えになつてゐるのでじょううか。

○政府参考人(星野次彦君) 公平の概念を考えた



られているわけでありますので、税金の使い道が正しくないという状況の中、仮にですよ、これは全てが正しくないと言つてはいるわけではありませんが、正しくない状況の中では、職員の士氣にも関わつてくることではないかななどいうふうに思つております。

財務省の「もつと知りたい税のこと」などを押見すると、税の意義と役割は、税は社会の会費です、公的サービスを賄うのに十分かつ安定した税が必要です、こういうふうにも書かれておりましすし、国税庁のホームページでは、税は社会を支える会費のようなものだということが書かれているわけでありますので、会費を払つてくれる人たちが納得をしつかりできるような形にしなければならないと思います。

さつき国税職員の話もしましたけれども、暗号資産など新たな経済活動の拡大により、仕事が質的にも量的にも増加している現下の状況で、納税者全体への税務コンプライアンス向上に努力をしていらっしゃる国税職員の士気、つまりやる気影響するのでは、ということを考えられるわけでありますので、職員の目配りもしつかりやつていただきたいと思いますが、こういった、納税教育と言つたらいいんでしょうか、健全な納稅教育の中におけるある種のゆがみを感じさせるような複雑な税制度、税理士の先生方からもはつきり申し上げれば評価されていない複数税率、この段階でのですね、について、財務省あるいは国税庁はどういうお考えになりますか。

○政府参考人(並木稔君) お答え申し上げます。

国税庁としてのお答えということで申し上げますと、国税庁はまさに内国税の賦課徴収を行う歳入官庁でございまして、様々な政策も含めた我が国の財政という機能の基盤を支える重要な役割を担つてゐると考えております。

現場の税務職員は、このよきな国税庁の歳入官庁としての役割を十分理解して、その歳入確保に向けた税制の適切な執行に強い使命感と責任感を持つて士気高く日々の職務に精励しております。

て、これは今後も変わらないというふうに考えております。

○國務大臣(麻生太郎君) 今、国税庁の方から答弁を申し上げたとおりなんだと思いますが、現場のいわゆる税務を執行する職員におきましては、やっぱり強い使命感とか責任感とか、そういうふうに思つております。

○長浜博行君 せつからくという言葉がないのかどうか分かりませんが、増税をするんでありますから、やっぱり財政健全化という目的に關してもお精励していくものだと思つております。

忘れないようにお願いをしたいというふうに思います。特に、財政制度等審議会から、これは臨時国会のときでしたか、十一月に発表された建議が

○長浜博行君 終わります。

○大塚耕平君 国民民主党・新緑風会の大塚耕平でございます。

今日は委嘱審査ということですので、まず財務省の体制に関する予算についてお伺いします。

その前提として、国税職員、あるいは、今日は関税法ではないのですが、税関職員等、双方併せて、その人員の充足状況について御説明をいただけますでしょうか。

○國務大臣(麻生太郎君) 財務省の現場を取り巻く環境ということで言わせていただければ、これ

は国税庁におきましては、これはもう経済活動というものが国際化したりIT化したり、いろんなものに伴つて調査とか事務の業務がえらい複雑化してきているというのはもう間違いないと思いますし、また、税関等におきましては、在日外国人というものの数が急激に増えていますので、輸出入申告件数というものがえらい増加しております。また、いわゆる国際化というか、暗号資産というようなものの新しい分野に対応するための業務が高度化しているというか複雑化しているとかいう変化というのがありますので、それに対応するのに極めて厳しい状況にあると思っておりまますので、限られた人数ではありますけれども、業務の効率化等々について引き続き努めてまいらねばいかぬところだと思つております。

○大塚耕平君 済みません、私の手違いかもしれ

いうものを減額させていただいておりますので、私どもとしては、国と地方のバランスを見ましても、平成二十四年度と比較しますと十四兆、十五兆ぐらい改善ということになつておりますので、財政健全化に一定の成果を上げているんだとは思つておりますけれども。

これは、引き続ききちんととしたこういつたのを継続していかないと駄目だと思つておりますので、債務残高の対GDP比というのを安定的に引き下げていくというのが、長期的にはこれ継続させていただかねばならぬところだと思つております。

○國務大臣(麻生太郎君) 今、大塚先生のあれで、いわゆる給与費抑制方針というものの下で、限られた人数で業務の効率化を推進させてきていただいているんです、これは先ほどちょっとお答えしましたように、行政需要といふものに適切に対応するためにはちょっとある程度マンパワーというのが必要だと思っておりますんで、私どもとしては、平成三十一年度の予算で、国税庁の職員は純増で九、税関職員が純増で二百九、財務局の定員は純増で一というような形で、各組織の業務の増大に対処するに当たつて、業務の効率化を続けるとともに、現場職員の定数の不足等々やつておりますけれども。

特にこの税関の職員のところは、少なくとも今まで飛行機で行くのが一回三百人ぐらいのものだったのが、船だと一回一千から五千という数になりますと、とてもじゃないけど対応できるようになりますと、船の着く件数はもう神戸、横浜どころじゃない、福岡が一番になつておきますけれども、そういう形になつておりますので、ここに税関職員なんというのはとてもじゃないんで、税関職員なんというのは主に重点的にそういうところに対応するというような形をさせていただいております。

○大塚耕平君 今、増員、予算を組んでいるといふことで、それはそれで結構なことですが、

ちよと柄が違うかなと。もつと増員すべきだと思いまし、どうも我が国の行政機構は、他国と比べると、他国と柄の違う小さな部門が結構ありますので、ここでの税務職員のところもそういう分野だと思いますので、そこは現場の状況を踏まえて御対応いただきたいと思います。

てはいるのか、あるいはそれに類する質問主意書に何回ぐらい昨日と同じ内容で回答しておられるのか、お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(岩尾信行君) お答えいたします。

御指摘の昨日の本委員会での答弁でございますが、渡辺委員からの御質問に対しまして、天皇が

あり、また、その地位は世襲とされている点で、特別の地位を有されており、この意味で一般国民の取扱いと異なる面があることは御指摘のところである。このことから相続税の課税に当たつては、相続税法第十二条第一項第一号において、皇室経済法第七条の規定により皇位とともに皇嗣が

よろしいんではなかろうかということで答弁させ  
ていただきました。

○大塚耕平君 表現が稚拙な上に、更にそれを重  
ねているような気がいたしますが。  
さつき私、きちつと申し上げました。今、今日  
御説明していただいた参議院の昭和五十年の答弁

この国会では統計不正が問題になっているんですね。ですが、統計調査員が本来足を運んで調べるべきところ、ないしは関係省庁が足を運んで調べるべきところが金部郵送で行われていたとか、そういうふうな話も出てきていて、ところが、こういうところに

お尋ねの国民に含まれるかについては、天皇は日本国を構成する人であり、その意味で国民に含まれるとも言えると思うが、憲法第一条において「天皇は、日本國の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主權の存する日本国民

受けたものについては、その特殊性に鑑み非課税とされているところであるが、それ以外の財産、例えば有価証券、預金などについては、一般国民と同様相続税の課税の対象とされているところであると述べているところでござります。

では、学説ではそうなつてゐると思われる。これはいいんですよ、これはいい。衆議院の方は、きっと定義を明確にしておられる。しかし、昨日のことで聞いていた答弁は、國民に含まれるとも言えると思うところでござりますつて、これ学説

も統計調査員の予算は毎年付いていて、じゃ、一体これは今までどう使われていたんだとか、人間が付いている。既に付いているところで疑問がいっぱいあります。十数年前は、たしか米価の調査員、これは農水省の予算の中に含まれるんですけど、実際には調査をしていなかつたとか、足を運んでいなかつたということが大分問題になりま

の総意に基く。」と規定されていることから、一般の国民とは異なる位置付けがあるものと理解される旨答弁いたしました。

その上で、同様の答弁といたしましては、例えば昭和五十七年五月十三日に衆議院決算委員会において、当時の山本宮内庁次長が、「天皇、皇族といったような方々がいわゆる広い意味での國民に入るかという御議論がときどきござります

○大塚耕君 後で議事録は精査しますが、今私がここで聞かせていただいた限りにおいては、衆議院の昭和五十七年の答弁では國民に含まれるというふうに明確な語尾で述べておられる。これは法制局長官ですね、そのときは。うなづいていただければ結構です。（発言する者あり）ああ、失礼しました。それから、参の方は、今聞いた限りでは、学説上そうであるというふうに思われると

の話でも何でもなくて、何か法制局の感想を述べているような気がして、これはよろしくないと思いますよ。反省をこの場で求めておきたいというふうに思います。

どんな組織でもトップの体質というのはなんだん  
ん組織に蔓延していきますので、法制局長官の最近の言動とその部下たる皆さんの姿勢に何がしか因果関係がないことを析りますけれども、昨日の

この際ですから、他省庁の実際には移動していない定員の部分やそういう予算を削ってでも、この局面は税務職員、これは国税も税關も両方ですけれども、充足すべきだと思いますので、そこは大胆に御対応いただきたいというふうに思います。

が、これは、広い意味におきましては御指摘のとおりやはり入るものと存じます。」と述べております。また、昭和五十年十一月二十日に参議院内閣委員会において、当時の吉國内閣法制局長官が、「日本国憲法で基本的人権を保障しておりますのは、国民」ということになつております。

ころというふうに述べておられますね。  
昨日、御答弁聞いていて非常に違和感があつた  
のが、今御自身ちょっとはしょっておつしやつた  
んですけれども、天皇は日本国を構成する人であ  
りまして、その意味で国民に含まれるとも言える  
と思うところでございますと。これは、陛下のお

答弁の表現は適切ではないということを申し上げておきたいというふうに思います。  
その上で、財務大臣にお伺いをいたします。  
昨日、渡辺委員は皇室の今後の安定性というお立場から御質問をされたと思うんです。私も全く同じ問題意識を持っておりまして、そういう意味

今日は限られた時間ですのでちょっとほかの質問もさせていただきますが、今日、午後の所得課税法の総理質疑で、元々、私、昨日のお昼頃に通話した内容の中に皇統継承のための総理の考え方いかんというのを入れていたんですよ。そうしまして、夕方、ここの質疑で渡辺委員が陛下の税の取扱い等について御質問になられまして、そのことも聞きましたので、ちょっと質問を追加させていただきました。

が、この国民という中には、基本的個人権の規定の性質からいたしまして天皇あるいは皇后その他の皇族も含まれておるということは多数の学説であろうと思いますが、ただ、天皇はもちろん象徴としての地位を持つておられますし、皇后は天皇の配偶であるという地位、またその他の皇族も象徴たる天皇に連なる家族であるという地位を持つておられます関係からいって、基本的個人権の享有についておのずからそこに制限がある」と述べています。

立場を議会の場で述べる、これ未だ永劫議事録に残りますからね、ちょっとこの答弁の言葉の使い方としていかがなものかという気がいたしました。これは個人差がありますのでね。

国民に含まれるとも言えると思うところでもあります。思つては誰が思つているんですか。

○政府参考人(岩屋信行君) 答弁する立場においては、そう考へられるといふことではございませんし、学

で、官房長官が新天皇御即位後に皇統継承の在り方についてできるだけ速やかに議論をしていきたいというようなニュアンスの御発言をされて、新聞記事にもなっておりますけれども、そういう意味では、まず新天皇の御代が長く統かれて安定されることをお祈り申し上げますが、先々ずっと安定的に皇統が繼承していくためには、女性天皇の話も今もちろん出ております、まあこれ、どうされるかは今後の対応であります。それから、G

るところですぞ。また、質問主意書に対する答弁といたしましては、天皇の納税義務に関連いたしまして、平成元年七月四日閣議決定した答弁書におきまして、天皇は、過去二、三ヶ月間の合意の良否でござるところです。

説といったとしても、国家の人的な構成員として國民といふものがあるという位置付けで、そういう意味での國民の中に天皇も含まれてゐるといふような學説の考え方もあるといふことで、そういうふうな國民の考え方についてここは言つておきたい。

H.Qの指示で皇籍離脱をされた方がたくさんいらっしゃるわけであります。

この女性天皇の在り方と皇籍離脱をされた皆さんの考え方について、副総理として麻生副総理のうそ二三回、ござります。

○国務大臣(麻生太郎君) 財政金融委員会で述べるのはいかがなものかという感じが率直なところです。少なくとも、この種の話は相続税法の話から入った話で、昨日はね、話したけど、相続税法で語られるようなレベルの話ですかね、これは。憲法とか民法とか、そういったようなレベルの話から入ってこないと、この種の話はうかつなことは申し上げられないのではないかなど、昨日、渡辺先生の質問のときに似たようなことを御答弁申し上げたと思いますけれども。

のが財政面で、財産的な観点から維持できないようなことになつてはこれはまた大きな問題でありますので、昨日の渡辺委員の質問、大変共感しながら聞かせていただいた次第でございます。

今日は所得税法の話でありますが、午後、総理に元々この話を伺ひするつもりでございまして

まして、必要とする事務量が増加しているという状況にございます。このような状況の下で適正、公平な課税徴収を引き続き実現していくためには、税務執行体制の強化を図っていくことが重要であると考えております。

いいますと、国税庁の適正な、また公平な徵収に支障を来しているのではないかと思われるケースがあるからでございまして、それは会計検査院からの指摘でございます。

ので、今の麻生副総理のお考えも踏まえた上で、経理にも聞かせていただきたいと思います。  
どうもありがとうございました。

は、先ほど御指摘のありましたとおり、国税庁の定員は、民泊サービス、仮想通貨取引といった新たな経済活動等への対応、国際的な租税回避等への対応、税制改正等への対応等を図るため、プログラ

一月九日に内閣に送付されました平成二十九年度決算検査報告の内容を分かりやすく記述したもので、毎年三月に発行されております。

この中で、会計検査院が不当であるとした財務

いろいろお話をありますけれども、私どもとしては、一番の肝腎なことは、少なくとも国家は、今百九十幾つ世界中に國があるんだと思いますけれど、その中で百二十五代にわたって天皇というものがきちっと存続して、まあ皇紀二千六百七十八年とかいろいろな表現ありますけれども、そういう中でこういったものが綿々と続いているというのは、これは日本の最も世界に冠たる宝なんだと、私どもはそう思つておりますので、そういう意味では、これまで続いてきた長い間の伝統とかいうものをうかつに変えられるというのは、

本日は予算の委嘱審査でございますので、財務省関連の予算を中心順次質問したいと思います。  
まず、先ほども少し話に出てまいりましたが、  
国税庁職員の定数について伺います。  
先週の本委員会でも指摘したとおり、国税職員  
がこの二十年間で千五百人近く少なくなつてお  
ります。ただ、一昨年の平成二十九年度から何とか  
下げ止まつております。平成二十九年度では一  
人、平成三十年度では七人の増員が認められ、本  
日審査します平成三十一年度予算案では九名の増  
員が要求をされているところであります。

ス九名の純増、機構では、国際課税に係る調査等を担当する国際税務専門官等、プラス六の増設などが認められたところでござります。  
その上で、国税庁の調査体制の整備について申し上げますと、ただいま申し上げました新規に査定された機構、定員の増設、増員に限りませず、既存の定員も含めまして業務の効率化を図つた上で、国際的な租税回避や富裕層への対応といった必要性が高い分野に重点的に定員を再配置すると、いつたようなどとによりまして、その体制の強化を図つていくこととしているといふござります。

省の指摘事項の中に、租税の徵収額に過不足とほとんどが不足なんですかけれども、という項目があります。そして、不足額として二億六千二百七十三万円が不当であるという、こういう指摘を受けておりますが、そこで国税庁に確認をいたします。

会計検査院より租税の徵収額不足との不当事項を受けたのは過去十年でどの程度あったのか、また、不当と指摘を受けた租税の徵収額不足の中でも最も不足金額の多い税目は何なのか、確認をしたいと思います。

○政府参考人(並木稔君) お答えいたします。

我々の知恵とか我々のレベルの話で、もつと広く多くの方の知識、見識、そういったものを集約した上でこの種の話は語っていただきかねど、我々の浅はかな知恵でうかつなことを申し上げるのはいかがなものかというものが率直な実感です。

しかしながら、平成三十一年度予算の概算要求ベースでは、財務省が必要であるとした人数は五十三名でございましたので、単純に、要求ベースで見ますと、本予算案では二割にも満たない数しか認められていないと、こういったことになります。

さらに、調査の人員についても、近年、実地調査が低水準で推移している中、実地調査は多額の申告漏れや悪質な所得隠しが見込まれる事案を優先して実施するとともに、他方で、簡易な誤りであれば電話や書面により納税者の自主的な見直しを要請するなど、事案に応じためり張りのあ

会計検査院が実施する検査決算報告において、租税の徵収に当たり、平成二十一年度から平成二十一年度までの十年間で、年度により増減はござりますけれども、一年間当たりの平均で見た場合、指摘事項は約百十五件、徵収不足額は約三億八千七百万円との指摘を受けているところでございま

さりながら、当然、今年の今上天皇の御退位、新天皇の即位に関連して予算も掛かるわけですし、まあ私はこれ別に予算節約、この部分については節約しろという立場ではなくて、日本の伝統を守るのにふさわしい対応をしていただきたいと思いますが、あわせて、おっしゃるように相続税から入る話ではありませんが、しかし、先々、日本に唯一残っているこの伝統のある系譜というも

そこで、まず国税庁にお伺いをしますが、今般の定員査定についてどのように考へているのかと、いうことを確認するとともに、要求ベースに対しても二割弱という定員査定の中で国税庁としての機能維持や調査体制の整備が十分に進められるのか、どのように対応するおつもりなのか、確認をしたいと思います。

○政府参考人(並木稔君) お答え申し上げます。

国税庁の担う税務行政を取り巻く環境を見ますと、経済活動の国際化、ICT化に伴う調査、徴収事務の複雑困難化や申告件数の増加などにより

る接触を行うことで、限られた人員の中で効率的かつ効果的な調査等の実施に取り組み、税務コンプライアンスの維持向上に努めていきたいと考えております。

引き続き、業務の効率化を図りつつ、必要な定員、機構を確保し、税務執行体制の強化を図っていきたいと考えております。

○杉久武君 是非、限られた人數の中ではございますけれども、よろしくお願ひしたいと思いま

す。また、指摘を受けた租税の徴収不足の中で、税目別では各年度とも法人税が最も徴収不足が多く、同じく十年間の平均で、一年間当たり指摘事項は約六十三件、約二億五千万円の指摘を受けているところでございます。

十年度と直近の平成二十九年度を比較いたしますと、指摘事項は二百七十六件から六十件に、徴収不足額は約九億六千八百万円から約二億六千三百万円に減少しているところでございます。国税庁としては、これらの取組を通じまして、引き続き徴収不足額の解消に努めてまいりたいと、毎年これは会計検査院から指摘をされているわけでございます。

○杉久武君 今御説明ありましたとおり、平成二十年と比べると減少はしておりますけれども、毎年これは会計検査院から指摘をされているわけでございます。

なかなか、私も公認会計士として監査という業務を長年やつてくる中で、同じ、中身は多年々変わっているんだとは思うんですけども、こういった指摘が毎年続くということについては私はやはり財務省としては不名誉なことなのではないかなというように思いますが、そこで大臣にお伺いいたしますけれども、租税の徴収額不足について毎年のように指摘を受ける事態は収税官庁として誠に恥ずべきことだと思います。二度と指摘を受けないよう、抜本的にやはり対策を講じるべきだと思いますけれども、大臣の御見解を伺います。

○國務大臣(麻生太郎君) 今、国税庁の方から答弁があつておりましたけれども、このような事態というものを改善するために、これは従来から職員に対する研修とか指摘を受けた事項に関するいわゆる注意喚起等々を通じて徴収不足の解消に努めているところなんですが、加えまして、申告書審査のシステムというものをいわゆる申告誤りが自動的に検出できるように改修するとか、それから、申告時の誤りをできるだけ少なくしていくなど、いろいろ取組も進めていくと聞いておるんですが、いずれにいたしましても、徴収不足の解消に向けてこれは引き続きしっかりと取り組ませていきたいと考えております。

○杉次税務の侵産して業務す。

杉久武君　是非必要な手だてをしつかりと打つただいて、こういつた指摘がされないようには組を是非お願ひしたいと思います。

久松　久に、税関職員について伺います。

の取引を活発化させているといったことがあるのではないかと考えられるところであります。また、近年、いわゆる危険ドラッグの取締りが強化されたことに伴いまして、その代替として、従来から若年層を中心需要のあつた大麻の需要が更に増加している可能性がございます。

このような状況の中、税関いたしましては、乗客予約記録、いわゆるPNRと呼んでいます  
が、乗客の予約記録や国内外の関係機関との情報  
交換の促進等による有効な情報の活用、エックレス  
線検査装置、麻薬探知犬、その他の取締り検査機

としては、大阪ではG20サミット期間中に三(三)万人が押し寄せていますし、また、インバウンドでも大阪は大変今多く、訪日観光客の都道府県別訪問率ではもはや東京と並ぶ勢いあります。その玄関口となるのが関西空港でございます。

そこで、財務省に伺いますが、この関西空港を中心として、インバウンドの円滑な受け体制と同時にG20のテロ対策強化という相反する課題に両立する特別な体制を組む必要があると考えますが、この難しい課題にどう対処されるのか、伺いたいと思います。

杉久武君　是非必要な手立てをしっかりと打つべきだ、こういった指摘がされないように組を是非お願いしたいと思います。

久松　はい、税関職員について伺います。

の取引を活発化させているといったことがあるのではないかと考えられるところであります。また、近年、いわゆる危険ドラッグの取締りが強化されたことに伴いまして、その代替として、従来から若年層を中心需要のあつた大麻の需要が更に増加している可能性がございます。

このような状況の中、税関いたしましては、乗客予約記録、いわゆるPNRと呼んでいます  
が、乗客の予約記録や国内外の関係機関との情報  
交換の促進等による有効な情報の活用、エックレス  
線検査装置、麻薬探知犬、その他の取締り検査機

としては、大阪ではG20サミット期間中に三(三)万人が押し寄せていますし、また、インバウンドでも大阪は大変今多く、訪日観光客の都道府県別訪問率ではもはや東京と並ぶ勢いあります。その玄関口となるのが関西空港でございます。

そこで、財務省に伺いますが、この関西空港を中心として、インバウンドの円滑な受け体制と同時にG20のテロ対策強化という相反する課題に両立する特別な体制を組む必要があると考えますが、この難しい課題にどう対処されるのか、伺いたいと思います。

の取引を活発化させているといったことがあるのではないかと考えられるところであります。また、近年、いわゆる危険ドラッグの取締りが強化されたことに伴いまして、その代替として、従来から若年層を中心に需要のあつた大麻の需要が更に増加している可能性がございます。

このような状況の中、税関いたしましては、乗客予約記録、いわゆるPNRと呼んでいます、が、乗客の予約記録や国内外の関係機関との情報交換の促進等による有効な情報の活用、エックスマシン検査装置、麻薬探知犬、その他の取締り検査機器の有効活用、また広域的な事案に対する警察、海上保安庁等関係機関との合同取締りの実施等の対策を講じております。

今後とも、関係機関との密接な連携の下、不正輸入の流入防止のため、水際対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○杉久武君 是非この薬物対策について引き続き御尽力をお願いしたいと思います。

ほかにも税関による水際での取締りいたしましてテロ対策がございますけれども、本年は我が国で初めてとなりますG20が開催されます。私は元大阪でも六月二十八日から二十九日にかけてG20サミットが開催をされますが、私も公明党のG20サミット推進本部の事務局長を仰せ付かっております。本日はこのG20サミットのバッジも付けておりますけれども、このサミットは三十七の国や国際機関が参加し、各国首脳など約三万人が大阪を訪れる見通しとなつております。

私も、昨年より関係省庁と定期的に会合を行なながらG20の成功に向けた支援について、特に国と大阪府・市との連携について様々関わつてまいりましたが、やはり常に最大の関心事となるのがテロ対策としての警備体制でございます。

警察による各種の交通規制から医療、消防のバックアップ体制に至るまでG20は期間中は文字どおり陸海空にわたる危機管理を行う必要がござります。その中でも、税関の検査体制につきま

としては、大阪ではG20サミット期間中に三(三)万人が押し寄せていますし、また、インバウンドでも大阪は大変今多く、訪日観光客の都道府県別訪問率ではもはや東京と並ぶ勢いあります。その玄関口となるのが関西空港でございます。

そこで、財務省に伺いますが、この関西空港を中心として、インバウンドの円滑な受け体制と同時にG20のテロ対策強化という相反する課題に両立する特別な体制を組む必要があると考えますが、この難しい課題にどう対処されるのか、伺いたいと思います。



人は余り聞いたことがないのと、その格差は、今、藤巻先生言われるよう、アメリカに比べればはるかに少ないです。もうそれは、格差は拡大拡大というのはよく新聞に書いてありますけれども、それはかつては比較的格差は拡大しているのかもしれませんけど、ほかの国の場合にはもうそれより更に格差が広がつておるというの私が知つていて、それだけの違い。話題はそれ以後、二度とその話は出なくなりました。たけれども、基本的には、ここが一番大きな話題になるので、日本はどうしてそんな少ないのでと言われたから、ああ、ノーブレスオブリージュの違いだらうと言つて、それだけの違い。話題はそれ以後、二度とその話は出なくなりました。たけれども、基本的にそうだと思います。

今、中国人がたくさん日本に来ていますけれども、むちゃくちやに増えてきているわけですね。でも、本来には、今お聞きしたところによると、通貨は八分の一です。通貨が八分の一になれれば、普通、海外旅行なんか行けないですよ。日本人で、ドル・円で考えれば、一ドル百円だったものが一ドル八百円になつたら、ハワイ旅行行けないですよ。千ドルのハワイ旅行というのは、百円のときは十万円かもしれないけど、一ドル千円の円安になつたならば八十万円なんですから、普通、海外旅行行けないんです。

でも、通貨が八分の一になつたのにもかかわらず中国人がこれだけ日本に来ているということは、さつきお聞きしましたように、GDPが約二百四十何倍ですか、二百四十五倍になつた、日本が二・七倍しかなかつたのに中国は二百四十七倍になつたからということで、それは通貨が八分の一になつても、名目GDPが二百四十七倍、人口変わらなかつたら一人当たりの収入も二百四十何倍になつてゐるわけで、通貨が八分の一になつても三十倍のすばらしい生活ができるわけですよ。だから日本に中国人は来るわけですね。

だから、今、政府というのは観光立国だつて、すばらしいつて自画自賛されていらつしやいますけれども、違うんじやないかと、これは憂うべき現象じやないかと。要するに、日本が相対的に彼らの国々に比べて貧乏になつちやつたから、たくさんその安い日本を求めて来るんではないかと、こういう認識があるのですが、いかがでしようか。

○國務大臣(麻生太郎君) 見解が違うと思いますけど、そういう御見解があつたつて別におかしくはないとは思いますけれども、それだけが全てなんではないのではないかといふのが率直な実感で、いろんな意味で、中国に比べれば、何が一番日本に行きたいんですかつて、治安がいいからだ、ほとんどの人が言いますよ。数字なんかと全然関係ありませんな、そういうつた意味では、だから、いろんなものが、複合的なものだと思います

ので、一概にGDPがどうたらとか通貨がどうならというだけの話ではないのではないかと思いますが。

○藤巻健史君 私は、やっぱりこの観光客が増えたということを単に楽観的に喜んでいいだけじゃなくて、やっぱり日本のGDPが世界断トツにびりの成長しかしていない、何とかしなくちやいけないという発奮の材料にすべきだろなと私は思つております。

ちょっと時間がないのであれですけれども、日銀、若田部さん、わざわざ来ていただきて申し訳ないんですけども、日銀審議委員の原田教授なんですねけれども、早稲田大学のときにつこの参考議院の予算委員会の公聴会に来ていただきてお話ししされただんですけど、第一次安倍政権時は政府債務の対GDP比率が低下しておりますと、財政が再建されていつたということが明らかです。それでは、じゃ、第二次安倍政権の下では政府債務の対GDP比というのはどうなつてゐるのでしょうか、お聞かせいただかうと思います。

○参考人(若田部昌澄君) 政府債務残高、これ政府の総債務残高になりますけれども、地方と国の公債、それと短期国債証券、短期政府証券、借入れなどを合わせたものの対GDP比率は、一九九〇年以降上昇傾向をたどつてしまりましたが、二〇一三年から足下にかけてはその上昇ペースが緩やかになつてゐるという事実はございます。こうした点を踏まえますと、財政再建に向けた取組が着実に進められてゐると考えます。

一方で、政府も述べておりますとおり、これまでのところ、その政府の総債務残高の対GDP比率が着実に低下するという状況には至つていませんのも事実でございまして、このため、政府において、経済再生なくして財政健全化なしとの方針の下で、デフレ脱却と経済再生の実現と歳出歳入改革の加速、拡大に取り組んでいると私どもは認識しております。

○藤巻健史君 時間がなくなつちやつたのでこれで終わりますけれども、本来申し上げたかったことについてやられているのかというところを確認して

は、やっぱり政府債務が増えていないというのくつて金利を低く抑えているからじゃないかと私は思うんですが、ちょっと時間がないので、今日はこの辺でやめておきます。

○大門実紀史君 ありがとうございました。

先ほど格差是正の話がございまして、一言だけ。私も藤巻さん好きですけど、やっぱり私と藤

巻さんの間そのものに所得格差があると、それが提え方の違いではないのかなと、仕方がないのかなと思って聞いておりまして、まあ階級闘争でござります。

今日は委嘱審査ですので、金融行政についてちょっと触れさせていただきたいと思いますが、昨年、損保代理店の問題を何回も取り上げまして、麻生大臣の御指示がありまして、金融厅の努力も大変な努力してもらつて、自民党的西田先生にも御協力いただきたり、大塚先生にも協力してもらつて、他党の皆さんの御支援、御協力もあつて、一定、この損保代理店が置かれている状況について改善の方向に進んできております。

あくまで顧客本位という観点でおかしなところを正していくつてほしいということで、そういう点で、地域の中小の損保代理店が大手から一方的にいろんなひどい扱いを受けているというのをお客さんのためにもならないというようなことで取り上げさせていただいてきたところでございます。

この問題の根っこがどこにあるのかなんですが、要するに、大手損保による言わば優越的地位の濫用ではないかといふに思ひまして、その具体的な表れは大手損保と代理店の委託契約書にあります。あるのではないかと、中身が余りにも一方的で大手損保の利益優先になつてゐるんではないかといふことで、昨年十一月のこの委員会で金融厅にお願いをしたわけでございます。

一つは、今現在、大手損保各社が作成している代理店委託契約書、これがどういう法的根拠に基づいてやられているのかというところを確認してほしいということと、また実態がどうなつてゐるかという点をヒアリングなりしてもらえませんかと、そういうことを申し上げて、局長から実態把握に努めることを申し上げて、実際に機敏に対応していただいたということをございます。

まず、一点目の代理店委託契約書の法的根拠はどういうふうになつてゐるか、資料の三枚目にページにもしてもらいましたけれど、ちょっとと説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人(栗田照久君) お答え申し上げます。

保険会社が保険代理店へ損害保険代理店業務を委託するに当たりましては、委託業務範囲ですとか対価など、権利義務関係を定めて契約をしてくるものと承知しております。保険会社と保険代理店との間で締結される委託契約は、保険会社が保険代理店に対して代理又は媒介を委託することを約しておりますと、民法上、代理については委任契約、媒介については準委任契約に該当するものであると承知しております。

代理店委託契約書は、保険会社が業務を委託する際、委任、準委任の内容を明確化し、書面にしたものでございます。その際に、代理店委託契約書に、保険業法が求めております重要な事項の顧客への説明ですとか顧客情報の適正な取扱いなどの内容も盛り込まれているものと承知しております。

○大門実紀史君 この法的根拠という資料の下の方で、これ保険業法百条の二だと思うんですけど、要するに、お客様に対してもちゃんと説明、保険の内容とか説明するということと顧客情報をきちっと扱いなさいというのは、これは保険会社が顧客本位という対応をしてほしいということです。保険会社が代理店に業務委託する際に担保するといいますか、委託契約書に入れると、これは、これは当たり前のことだというふうに思います。

問題はそれだけなのかと、そういうことだけが盛り込まれてゐるのかというところでございまし

て、次のページに実際にヒアリングしていただいた結果が、これもペーパーにしていただいておりました。これもちょっと説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人(栗田照久君) 代理店委託契約書につきまして、その実態把握のため、大手損保会社に対しヒアリングを行いました。

その中で、委託契約書の内容について外部の弁護士によるリーガルチェックを行うことで適切性を確保する運営としている、あるいは、新規に代理店委託契約書を締結する際に、代理店に対し委託契約書を手交し、内容の説明を行い、理解してもらつた上で署名捺印をいただいていたといった声が大手損保代理店から聞かれております。

他方で、損保会社におきまして、改めて代理店委託契約書を確認した結果として、損保会社にとって一方的に有利な内容とすることを意図したものではないんですけども、そのように捉えかねない点があるということを認識したという声が損保会社から聞かれております。このような損保会社におきましては、代理店委託契約書の内容を再度確認し、見直しを検討するということをお伺いしております。

それから、代理店手数料体系の改定に当たりましては、手数料体系改定に係る資料を代理店に事前送付し、代理店が集まる会議ですとか個別に代理店を訪問するなどして説明をしている、あるいは、代理店にヒアリングなどを実施し、手数料体系改定に活用しているといった声が大手損保会社から聞かれております。その際、代理店側からは、手数料体系の頻繁な変更は避けてほしいですとか、前年度からのポイントの下げ幅に限度を設けてほしいなどの意見が出ているということですざいまして、損保会社ではそのような意見を代理店手数料体系に順次反映させているものと承知しております。

いずれにいたしましても、損保会社と保険代理店の委託契約といふのは、民間の契約でございまして、その在り方については当事者間でよく話し合つていただくものだと考えておりますけれども、行政官厅としても引き続き注視してまいります。このままに金融庁の姿勢はすばらしいなどと思うんですよ。今までこういうところは余りなかつたんじやないかと思ひます。

○大門実紀史君 私は、本当に金融庁の姿勢はすばらしいなどと思うんですよ。今までこういうことばかり改善されるという方向だと思いますので、イニシャルにしておきました。

まず、一番最初の八条の一のところから非常に違和感を感じるんですけれど、代理店の格付等となつております。会社は、代理店の実態に応じて、別に定めるところに従つて、代理店の格付その他の代理店区分を決定すると、私、この格付ということを使ってることそのものに物すごい違和感があるんですけれども、商法会社は対等な関係ですね。それがなぜ大手損保が代理店を格付すると。ひどい上から目線といいますか、強権的な感じがするんですけど、まず、これそのものが私は大変違和感を感じるんですけども、局長、ありのままの感想で結構ですから、いかが思われますか。

○政府参考人(栗田照久君) 御指摘のように、代理店手数料体系の方なんですねけれど、これはこういうふうに建前でこつくなつてあるんですねけれど、後で具体的に指摘させてもらいますが、一方的の判断でやつているということは実態ではないかと思います。

それで、こういうふうに金融庁本当に頑張つてもらつて、現場の人たちは本当に、今まで金融庁にとか言つても、いろいろ、聞いてもくれなかつたというのが、今は本当に耳を傾けていただいているというところで感謝をされておりますので、今回のことも大変喜ばれることではないかと思います。

その上で、ただ、そう簡単に大手損保の姿勢が改まるとも思えない面もありますので、これからちゃんとやつてもらうという意味で、一枚目に戻りますけれど、実際にどんなひどい契約書になつてはいけないなど、実際にどんなひどい契約書になつております。

○大門実紀史君 この大手損保は正直な方で、あからさまにこういう言葉を使つてはいるだけまだ正直な方なんですね。ほかも同じような位置付けでやつてあるからBにしただけのことですいませんだけの問題じゃないし、いろいろ今言い訳しても、実際にこういうこと、こういう立場でいろんなひどいことが行われてきたたということです。

○B損保となつていますけど、これ、ちなみにBも余りなかつたんじやないかと思ひます。

○B損保 ふうに思います。

○大門実紀史君 この大手損保は正直な方で、あからさまにこういう言葉を使つてはいるだけまだ正直な方なんですね。ほかも同じような位置付けでやつてあると、いうことでござりますので、言葉だけの問題じゃないし、いろいろ今言い訳しても、実際にこういうこと、こういう立場でいろんなひどいことが行われてきたたということです。

○B損保 ちなんに、第九条の、次の手数料も、この格付に応じて、大手損保が勝手に決めた格付に応じて、手数料も決めますよということで、更にひどく入つていくわけですね。

○政府参考人(栗田照久君) 九条の四もそうですねけれども、この代理店手数料規定を変更するときも、通知はするけれど、会社がやらしてもらうということです。先ほどありましたけれど、手数料については代理店にヒアリングをして説明をすると、ヒアリングをして説明するというようなことと全然違うことをやつているわけですね。一方的に決めて、ただ通知をするだけというようなことになつてはいるわけであります。

○B損保 これがこの委託契約書の今までの実態でござります。

○政府参考人(栗田照久君) ところにも、これはまだひどいままして、ヒアリングの中でも聞いておりますと

○B損保 ころによりますと、代理店に委託した業務に関連して保険会社が代理店を業績や業務品質といった一定の基準でグレーピングをした上で事務遂行しているところ、こうした取扱いについて格付という文言を使つてはいるということです。

○政府参考人(栗田照久君) なお、当該損保会社からは、代理店を何か順位付けするとか差別するとかそういうことをいたしました。

○B損保 けするものではありませんが、それはまたひどいままして、ヒアリングの中でも聞いておりますと

○政府参考人(栗田照久君) ですけれども、会社は、代理店に法令違反があつたとき、これはまあ当然だと思うんですねけれど、あと会社が定める諸規定への違反その他本契約の解消をすると、手数料の減額をすると。もう非常に一方的なんですね。

○B損保 この会社が定める諸規定への違反その他本契約に違反する行為があつたと会社が認めたときに契約の解除をすると、手数料の減額をすると。もう非常に一方的なんですね。

○政府参考人(栗田照久君) これが会社の判断で恣意的にいざとなれば契約は解除できる。格付を引き下げる、代理店手数料を減額することができるというふうになつてはいるわけですね。これ、何かもう全てが表れているんですねけれども、大変ひどい契約書になつていて、まさに優越的地位の濫用ではないかというふうに思ひます。

○B損保 じや、嫌ならやめりやいいじやないかと、そん

な大手損保と契約やめりやいじやないかといふうに思われる方がいるかも分かりませんが、契約解除をしたときにどちらが不利になるかといいますと、その代理店が持っている顧客データは大手損保に返還させられるわけですね。実は、その顧客データというのは代理店が開拓してきた顧客名簿なんですけれど、それを損保会社に返還するということを求められますので、一遍に営業ができなくなってしまうということがありますので、契約解除は平等、対等のようなふうに思われますが、実際にはそうではないというふうなことです。

しかも、ほかの損保会社も似たり寄つたりでござりますので、どこへ行つても同じような扱いを受けるということが今問題になつてているとございます。

この現在の状況というのは、実は二〇〇三年四月に代理店手数料制度というのが変わりまして、その際、金融監督庁、当時ですね、こう説明しているんですね。損保代理店制度の見直しについてというものが二〇〇〇年五月二十四日にしておりまして、金融監督、代理店手数料の設定方法は、基本的には、損保会社と代理店が、自由競争の中で、消費者のニーズに対応しつつ、主体的に決めるべき事項と。

ところが、御紹介したように、消費者のニーズというのはどこにもないんですね。要するに、ボイント制度は、何度も指摘しているように規模と増収で、つまり大手損保がもうかるかどうかだけで決めているというようなことでありますし、二〇〇〇年当時の金融監督庁が想定した自由競争によつて顧客にもメリットがあるというふうな、そういう想定したことと全く違うふうに今なつてしまつてゐるのではないかと思いますが、局長の認識を伺いたいと思います。

○政府参考人(栗田照久君) 金融庁といたしましては、損保会社に限らず、金融機関に対しましてはお客様本位の取組を進めていただくようお願いしているところでございまして、この点について伺いたいと思います。

は今後とも強くお願ひをしていただきたいというふうに考えております。

なお、損保会社と保険代理店の関係は、民間との委託契約に基づくものではござりますけれども、やはり規模の大きい損保会社に対して規模の小さい損保代理店が劣位に立ちがちなことは事実でございまして、そのようなことも踏まえまして、損保会社におかれでは、丁寧に代理店の意見を聞くとか、そういう対応をしていただきたいと、うふうに考えております。

○大門実紀史君 引き続き金融庁頑張つてもらいたいと思ひますけど、麻生大臣に一言、最後に。

やつぱり本当に頑張つていただきいて、ずっといろいろなことをやつていただきいて、麻生大臣の御答弁があつて、それに基づいて頑張つてもらつてもらつて、このところござります。とにかくいざ損保業界になつてほしいという点で私も取り上げておりますので、現場の皆さんも本当に感謝されて、この前、遠藤長官のところにお礼も行かれましたし、今度は麻生大臣のところにもお礼に伺いました。それは、御案内のとおり、皇室経済法といい損保業界になつてほしいという点で私も取り上げておりますので、現場の皆さんも本当に感謝され、これからも顧客本位という点をお礼も行かれましたし、今度は麻生大臣のところにもお礼に伺いたいというふうに言つておりますので、本当にこれからも顧客本位という点を大事にして損保代理店にも頑張つてもらいたいと思ってるんですけれど、全体いい方向に進んでおりますけど、更に御努力いただきたいという点で、大臣のお言葉、一言いただければと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) この損害保険代理店といふのは、これは損害保険業界と、いわゆる損害保険業といふのとそれから地域のお客との間をつなぐ、いわゆる媒体役として最も肝腎なところだと思いますので、特にお客というか顧客のニーズに合わせていろいろなことを、損害保険会社との間を、特に中小のところはつないでいただく大事なところだと思っておりますので、いろいろ御指摘のあるところなので、偏つたことにならない、今までのようなことはいかぬという御指摘を受けてこの対応をさせていただいておりますので、引き続

き、この方向でうまくそこのところが、両方でウイン・ウインの関係にならぬと意味がありません

ので、きちんとやらせていただきたいと思っております。

○渡辺喜美君 私の地元に那須の御用邸というのがございまして、これは皇室用財産という位置付がございまして、そのようなことも踏まえまして、損害がございまして、仮にこれらを非課税とするに至つては、天皇陛下が即位されましたときには、軽井沢に御用邸が移つちやうんになりましたときに、軽井沢に御用邸が移つちやうんではないかという心配が地元民から出ました。というのは、明治天皇の夏の御用邸は日光の田母沢、大正天皇が塩原、後に視力障害者センターになりましたところがありますが、昭和天皇が那須というふうであります。我々の心配は杞憂に終わりました。それは、御案内のとおり、皇室経済法といい損保業界になつてほしいという点で私も取り上げておりますので、現場の皆さんも本当に感謝され、これからも顧客本位という点を大事にして損保代理店にも頑張つてもらいたいと思ってるんですけれど、全体いい方向に進んでおりますけど、更に御努力いただきたいという点で、大臣のお言葉、一言いただければと思います。

昨日も申し上げましたように、戦争直後、戦時利得の没収という目的を持ってGHQから財産税というかなり強烈な、最高税率九〇%、そういうお触れが出されたわけであります。この財産税で取つた税収百五十五億円でありますが、天皇陛下が支払われた財産税は何とそのうちの五分の一を超える三十三億円を超えておりました。つまり、これは天皇財閥を解体するという意味を持つてゐたわけであります。残つた天皇陛下の財産というのは一割になつてしまつた。不動産や御料林といふのは、当然これは切り離されて今管理されてゐるわけであつて、天皇陛下のパー・ソナルビリオングスとか金融資産のみが今残つてゐるというわけであります。

相続税法や所得税法では、皇室経済法を持ってきまして非課税を明示すると。多分これは限定列举といふことになるんでしょうが、相続税を非課税にする、天皇陛下の相続税を非課税にするという場合には法改正が必要ですか。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。相続税法の規定におきまして、皇室経済法第七条の規定により皇位とともに皇嗣が受けたものにつきましては、その特殊性に鑑み非課税となります。それ以外の財産、例えば有価証券や預金などにつきましては、天皇陛下におかれまして一般国民と同様に相続税の課税対象とされているところでございまして、仮にこれらを非課税とする場合には、租税法律主義の観点から法改正が必要となるものと考えられます。

ただ、本件は、現行法制全体、憲法や民法あるいは皇室経済法など、そういう全体の問題に関する話でございまして、相続税法だけの中で完結する問題ではないというふうに考えております。

○渡辺喜美君 つまり、この問題は、戦後レジームの根幹に関わる非常に厄介な問題であるということです。

当時の交渉過程、これは芦部信喜先生が編さんされた皇室経済法の制定過程に関する本というか、資料も相当含んでおりますけれども、ここで、アメリカ側の交渉者が、本国の了解が得られないという表現がしょっちゅう出てくるんですね。結局、相当強硬な姿勢で臨んでいたということがこれで分かるわけであります。一方、宮内庁の方は、天皇陛下が国民生活の救済と産業振興及び賠償負担への充當のために皇室財産の大半を政府に下賜することを望むとの宮内大臣からマッカーサー将軍に宛てた承認を求める書簡も出されましたわですが、これは無回答の上、却下になつてゐるということであります。

結果どういう具合になつたかというと、GHQは、純然たる私有財産を除いて旧來の皇室財産を全て國に帰属させ、その後も皇室が再び財産を蓄積することを厳重に規制するという方針で、從来の皇室財産を全て天皇個人の私的資産として取り扱い、財産税課税によって皇室財産の解体が進められたと、先ほど私が説明したとおりでございます。

大臣にお尋ねいたしますが、内廷費は非課税なのに、なぜ天皇陛下の金融資産に相続税が課税されるのか、その背景にある思想、哲学について御

所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) これは御存じのよう  
に、現行憲法におきまして、日本国及び日本国民  
統合の象徴と憲法第一条に書かれているところで  
ありますけれども、その地位は世襲とされている  
点等々、特別の地位を有されているのははつきり  
しております。この意味で、一般国民の扱いとは  
異なつた面もあるとは思いますけれども、その他  
の面において一般国民と同様の法規の適用がある  
と解されております。

このため、相続税のいわゆる適用とか課税とい  
うのに当たりましては、相続税法の規定におい  
て、皇室経済法第七条の規定にもよつて皇位とど  
もにいわゆる皇嗣が受けたものにつきましては、  
その特性に鑑み非課税とされておりますけれど  
も、それ以外の財産、例えば有価証券とか預金  
等々につきましては、一般国民と同様の相続税の  
課税の対象とされております。

この結論に至るまでには、これは非常に法律に  
忠実に従うということを当時の昭和天皇の時代に  
この考えは示された上で、現行法の定めるところ  
により処理するということが国民とともに歩んで  
おる皇室の姿として一番適切なものではないかと  
いうことに、當時これ物すごい議論がありました  
のは御存じのとおりですけれども、そういったこ  
とを従来から考えられていてことによるもので、  
結果としてこの形に落ち着いたというふうに理解  
をいたしております。

○渡辺喜美君 内廷費は納税資金に使えますか。  
内廷費を相続税の納税資金に使うことはできます  
か。局長でもいいです。

○政府参考人(星野次彦君) 内廷費に対してその  
課税を充てるというのは、それは予算上、税を内  
廷費に充てているわけでござりますので、そこは  
何というか、当たつてはいるといえども當たつては  
いる、使つてはいるということをさいます。

○渡辺喜美君 内廷費は非課税ですが、昭和天皇  
の相続のときには内廷費は納税資金としては使つ  
ていません。これは、昨日も申し上げたように、

相続財産を削つて納税をしてはあります

す。

○委員長(中西健治君) 時間を過ぎておりますの  
で、おまとめください。現行の在日  
三十一年度一般会計予算、同特別会計予算、同政  
府関係機関予算中、内閣府所管のうち金融庁、財  
務省所管、株式会社日本政策金融公庫及び株式会  
社国際協力銀行についての委嘱審査は終了いたし  
ました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、  
これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御  
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよ  
なれ。

涉官を務めておつたと承知しております。ただ、これまで私の経験上も、シビリアンも軍人も両方おりましたが、代表はシビリアンであるところの國務次官補代理が務めておつたところでござります。

○風間直樹君 そうすると、合同委員会の場合とはかなりメンバーの顔ぶれが異なると、こういうことですね。つまり、私が確認したかったのは、非常にすぐれてこの我が国の財政負担の問題ですので、この大事な交渉をお互いにシビリアン同士できちつとやっているのかという確認をしたかつたんです。

○風間直樹君 そうすると、合同委員会の場合とはかなりメンバーの顔ぶれが異なると、こういうことですね。つまり、私が確認したかったのは、非常にすぐれてこの我が国の財政負担の問題ですので、この大事な交渉をお互いにシビリアン同士できちつとやっているのかという確認をしたかつたんです。

が、そういうことで間違いないですか。

○政府参考人(船越健裕君) 次回交渉はまだ始まってございませんが、前回の日米の交渉につきましても米側の首席交渉官は國務次官補代理でございまして、我が方の、もちろん最終的な政治判断はございますが、事務的な交渉をいいますのは外務省・防衛省のシビリアンを中心に交渉をしておつたところでございます。

○風間直樹君 ちよつとしつこいようですが、アメリカ側の交渉担当者たちもこれはシビリアンが中心ということではないんですね。例えば、向こうの構成メンバーのうち半分以上を軍人が占めているということではないんですね。

○政府参考人(船越健裕君) 記憶で申し訳ございませんが、過去の交渉におきまして、在日米軍の軍人が交渉に参席しておつたとは思いますが、それが多数を占めておつたとは認識しております。

○風間直樹君 分かりました。これはちよつと後日また詳細確認させていただきます。

それで、次の質問ですが、今日、配付資料で地位協定の二十四条をお配りしております。昨日もこれやらせていただきたいんですけども、要は、この二十四条の一項で在日米軍基地の費用に関する大枠、誰が何を負担するかという大枠を抽象的に定めていると、二項でそれを具体化していると。これは、日米安保条約、地位協定

等々、日米間の安全保障に関わる取決めにほぼ共通するパターンであります。

それで、お尋ねは、この二十四条に示される日本側の負担とそれから米側の負担、恐らくそれぞれこれ外交交渉ですから、この地位協定が決まります。当時、お互いの原則というものを確認したはずなんですね。日本側がどういう思想、原則に基づいて何を負担するか、同様に、アメリカ側がどういう思想、原則に基づいてどの部分を負担するか。その原則について、日本側の負担と米側負担の原則は何か、お尋ねします。

○政府参考人(船越健裕君) ただいま委員から御指摘いただきましたとおり、経費の分担に關しまして、日米地位協定第二十四条は、同一条におきまして、日本に米軍を維持することに伴う全ての経費は、同一条により日本国が負担をする旨を除くほか、米国が負担する旨を書いております。

この規定そのものが、まさに委員御指摘の原則と、いうものを定めたものと認識しております。

○風間直樹君 そうしますと、私の理解では、日本側の負担の原則というのは、基地、それからその出入りに必要な路線権、そして相当の場合の補償と、この二点かなと理解をします。一方で、米

本側の負担の原則というのは、基地、それからその出入りに必要な路線権、そして相当の場合の補償と、この二点かなと理解をします。一方で、米

本側の負担の原則というのは、基地、それからその出入りに必要な路線権、そして相当の場合の補償と、この二点かなと理解をします。一方で、米

本側の負担の原則というのは、基地、それからその出入りに必要な路線権、そして相当の場合の補償と、この二点かなと理解をします。一方で、米

本側の負担の原則というのは、基地、それからその出入りに必要な路線権、そして相当の場合の補償と、この二点かなと理解をします。一方で、米

本側の負担の原則というのは、基地、それからその出入りに必要な路線権、そして相当の場合の補償と、この二点かなと理解をします。一方で、米

本側の負担の原則というのは、基地、それからその出入りに必要な路線権、そして相当の場合の補償と、この二点かなと理解をします。一方で、米

本側の負担の原則というのは、基地、それからその出入りに必要な路線権、そして相当の場合の補償と、この二点かなと理解をします。一方で、米

本側の負担の原則というのは、基地、それからその出入りに必要な路線権、そして相当の場合の補償と、この二点かなと理解をします。一方で、米

が、そういうことです。

○風間直樹君 そうすると、結局アメリカ側の負担というのは、この日本国内で在日米軍を維持するためのほかの全ての経費という理解で間違いないわけですね。

○政府参考人(船越健裕君) 繰り返しで恐縮ですが、日米地位協定第二十四条は、同一条におきまして、日本に米軍を維持することに伴う全ての経費は、同一条により日本国が負担をする旨を除くほか、米国が負担する旨を書いております。また、委員御案内とのおきまして、昭和六十二年以降は、日米地位協定の特則であるところの特別協定に沿って日本側が一定の負担をしているところでございます。

○風間直樹君 分かりました。お互い同じことを言つてゐると思いますので、それで結構です。

それで、もう一つ、ちょっと重要なことをお伺いしたいんですが、在日米軍に対して日本がその基地を提供していると。それはみんな知っていることなんですねけれども、じゃ、その見返りとして、その対価としてアメリカ側が提供するものは何かと。この点がちよつと国民の間でも、それは、アメリカ側はこれを提供しているねといふ明確な理解の共有がないと思うんですけども、このアメリカ側が日本の基地提供に対する見返りとして日本に対し提供しているものは何なのでしょう。

○政府参考人(船越健裕君) お答え申し上げます。

見返り、対価という観点から御説明申し上げます。

○政府参考人(船越健裕君) 具体的には日米地位協定第二十四条に規定しておるとおりでございますが、委員御案内とのおり、日米安保条約五条に基づきましてアメリカは日本の対日防衛義務がございまして、また、日本は第六条に基づきまして施設・区域の提供等を行つていただいているところでございます。この日米安保条約の実施のために日米地位協定が存在するところでございます。

○風間直樹君 なぜこのことをお尋ねしたかといふと、今、船越さんが御答弁された内容をアメリ

カの同盟国でつぶさに検討してみると、比較してみると若干の違いがあるんですね、御案内のように。例えば、NATOに対するアメリカの提供するものと日本に対しアメリカが提供するものと

いうのはかなり違う。特に私が一番大きな違いだと思うのは、日米安保条約の場合、アメリカ側がその国内法の規定に基づいてという、そういう趣旨の一文が入っていますね、これはたしかNATOの方にはなかつたと思いますが。そういう意味では、同盟国によつても一律ではないということなんだろうと思います。

私自身は、もちろらんの分析をしてみると、結局、日本が基地を提供する、それに對してアメリカが日本に提供しているものはいわゆる核の傘、拡大抑止と言われるものに集約されるのではないかなというふうに考えています。例えば、これは一九七二年に当時のキッシンジャー、このときは大統領の補佐官でしようか、ニクソン大統領に対してしたためた覚書の中にこういうものがあります。日本同盟においては、我々が日本に核の保護を与える代わりに、日本は我々が基地を使えるようにななければならぬと。これが一つのアメリカ側が考えているそれぞの負担の原則ではないかというふうに思います。

それで、一応確認をしておきますが、この地位協定の二十四条で日本が負担する費用については原則が明示されているわけですから、この日本の費用負担に対しアメリカ側が何かを対価として提供する、何かを見返りとして提供するといふ、そういう対の形になつているようなものはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○政府参考人(船越健裕君) お答え申し上げます。

繰り返しで恐縮ですが、まさに日米地位協定第二十四条は、同一条において、日本に米軍を維持することに伴う全ての経費は、同一条に

より米国が負担するものを除くほか、米軍が負担するという規定になつておるところでございます。

<p>○風間直樹君 費用負担に対する向こうの対価、見返りはないというふうに理解をいたしました。それで、次の質問なんですが、配付資料の三ページ目なんですが、防衛省の資料で、過去五年間に日本側が負担した米軍岩国基地における支払実績、施設整備関連についてという資料を配付いたしました。ちょっと具体的にお尋ねをしていただきたいと思います。</p> <p>まず、この山口県にある米軍の岩国基地ですが、これは米軍のどの軍隊の何のための基地なのか、政府委員ですか、御答弁をお願いします。</p> <p>○政府参考人(石川武君) お答え申し上げます。岩国には第一二海兵航空群という海兵隊の航空部隊が所在をしておりまして、そこには、例えばF35BですとかあるいはFA18といった戦闘機、あるいはその電子戦機が所在をしておりまして、海兵隊に対するエアカバーを提供しておるところです。</p> <p>○風間直樹君 小さくて聞き取りにくかったんですが、御答弁から推測して質問します。</p> <p>○政府参考人(石川武君) お答え申し上げます。要は、海兵隊部隊がそこにいて、海兵隊、米海兵隊に対するエアカバーを提供している、こういう趣旨だったと思うんですけれども、エアカバーというのは何ですか。</p> <p>○政府参考人(石川武君) お答え申し上げます。</p> <p>海兵隊は、地上部隊と航空部隊が基本的に一体として行動するような群を組んでおりまして、定翼機が言わば援護射撃をするという状況でございます。</p> <p>○風間直樹君 今日は、外務、防衛の政務官お二人と、あと政府委員では、外務省から船越さん、そして防衛省からお二人お越しいただいています。</p> <p>○風間直樹君 お答え申し上げます。この岩国に行かれた方、例えば平井さんが一番いらっしゃっているので平井さんに御答弁をお願いします</p> <p>○大臣政務官(辻清人君) 委員にお答えします。</p>	<p>公務として昨年に政務官に就任してからは岩国基地には行つたことありませんが、ほかの基地と見えて一度、また、本年に入つて在日米軍司令官新旧交代式でまた再度横田には行っています。</p> <p>○大臣政務官(鈴木貴子君) 私は、政務官に就任をいたしましてからは、まだ岩国基地の方には視察へは行つておりません。</p> <p>○政府参考人(船越健裕君) 現職では岩国基地に視察しておりませんが、地位協定室長をしている時代、岩国基地を視察させていただきました。</p> <p>○政府参考人(平井啓友君) 私は施設の関係の仕事が多かつたものですから、今までに十回ほどは岩国の方へ行つて現場を見ております。最近は余り行つていませんけれども、過去十回ほど行っています。</p> <p>○政府参考人(石川武君) お答え申し上げます。私も、現職ではございませんけれども、数年前に視察したことございます。</p> <p>○政府参考人(中村吉利君) お答え申し上げます。</p> <p>現職において一度ございました。それ以前においても何度も訪問させていただいたことがございました。</p> <p>○風間直樹君 考になりました。今日の質疑をする上で、現地岩国基地を見ていらっしゃるかどうかというのが極めて大事なものですから。</p> <p>今伺つた限りでは、恐らく一番視察、訪問されているのが平井施設監でしょうがね。それから、いろいろな施設を見つけておりましたが、その後、様々な観点から最新の整備というものが展開して、非常に重要な基地になつてゐるというふうに認識しております。</p> <p>○風間直樹君 ありがとうございます。</p> <p>私は、ここに行きました非常に衝撃を受けました。なぜかというと、今日の配付資料を御覧いたしました。これが平成二十五年度の場合、これ、単位が百萬円ですから約五百億ですね。その後、六百六十億、三千億、千五十億、九百七十億と、こういう推移で過去五年来でいるんですけど、これまででどうでしょうか。</p> <p>○大臣政務官(辻清人君) 委員にお答えします。</p>
<p>受けると思うんですね、恐らく日本人があそにに行くと。</p> <p>平井さんの場合、今まで何度も足を運ばれていますが、どんな印象をお持ちでいらっしゃいますか、米軍岩国基地という基地に関するところです。</p> <p>これは今御答弁にありましたように、様々な工事をいたしましてから、まだ岩国基地の方には視察へは行つておりません。</p> <p>○政府参考人(平井啓友君) 滋みません、私は、過去十回ほど行つていてるんですが、沖合移設の頃にかなり行つているということで、沖合移設が終わってからここ十年近く行つていないということで、わかつて最近の状況はよく分かっておりませんが、平面図等で見る限り、かなりのものが整備をされてるというふうに感じております。</p> <p>○委員長(中西健治君) もう一度お答えいただけますか。</p> <p>○政府参考人(平井啓友君) 平面図で見る限りは、かなりたくさん施設が整備をされてきたというふうに感じております。</p> <p>○風間直樹君 例えば、じゃ、外務省、船越さんの場合、いかがでしょうか。</p> <p>○政府参考人(船越健裕君) お答え申し上げます。</p> <p>私が地位協定室長時代に視察したときに比べまして、そのときもまさに海上滑走路の移設というのが大きな話題になつておりましたが、その後、様々な観点から最新の整備というものが展開して、非常に重要な基地になつてゐるというふうに認識しております。</p> <p>○風間直樹君 ありがとうございます。</p> <p>私は、ここに行きました非常に衝撃を受けました。なぜかというと、今日の配付資料を御覧いたしました。これが平成二十五年度の場合、これ、単位が百萬円ですから約五百億ですね。その後、六百六十億、三千億、千五十億、九百七十億と、こういう推移で過去五年来でいるんですけど、これまででどうでしょうか。</p>	<p>この規模で地方の「自治体に投じて」いる例というのは、多分我が国ではないと思います。これ五年だけの資料ですが、更に過去に遡ると、よりこれで膨らむと思います。</p> <p>これは今御答弁にありましたように、様々な工事の施設関連に関する工事を今なお継続して行つて、車両が出入りをしていますし、工事も非常に活発に行われています。そういう意味では、私は、岩国市の地域経済というのはこの施設整備関連の工事だけでもかなり潤つているんじゃないかなと思ふんですけれども、今日質疑したいのはそういうことじゃなくて、これ何のためにやつてあるかということなんですね。</p> <p>この施設関連の整備、これは目的何なんでしょうか。これも政府委員で結構です。</p> <p>○政府参考人(石川武君) お答え申し上げます。全ての施設の目的につきまして今申し上げるような資料は持つておりませんけれども、岩国は昨年、厚木から空母艦載機部隊が移駐をしまして、相当数の固定翼機が岩国に移つてまいりました。それの関係で、隊舎ですとか庁舎ですとか、そういうものが相当増えたということです。</p> <p>○政府参考人(石川武君) お答え申し上げます。</p> <p>私は、ここに行きました非常に衝撃を受けました。なぜかというと、今日の配付資料を御覧いたしました。これが平成二十五年度の場合、これ、単位が百萬円ですから約五百億ですね。その後、六百六十億、三千億、千五十億、九百七十億と、こういう推移で過去五年来でいるんですけど、これまででどうでしょうか。</p>
<p>いになると思います。これだけの工事を单年度にこの規模で地方の「自治体に投じて」いる例というのは、多分我が国ではないと思います。これ五年だけの資料ですが、更に過去に遡ると、よりこれで膨らむと思います。</p> <p>これは今御答弁にありましたように、様々な工事の施設関連に関する工事を今なお継続して行つて、車両が出入りをしていますし、工事も非常に活発に行われています。そういう意味では、私は、岩国市の地域経済というのはこの施設整備関連の工事だけでもかなり潤つているんじゃないかなと思ふんですけれども、今日質疑したいのはそういうことじゃなくて、これ何のためにやつてあるかということなんですね。</p> <p>この施設関連の整備、これは目的何なんでしょうか。これも政府委員で結構です。</p> <p>○政府参考人(石川武君) お答え申し上げます。</p> <p>私は、ここに行きました非常に衝撃を受けました。なぜかというと、今日の配付資料を御覧いたしました。これが平成二十五年度の場合、これ、単位が百萬円ですから約五百億ですね。その後、六百六十億、三千億、千五十億、九百七十億と、こういう推移で過去五年来でいるんですけど、これまででどうでしょうか。</p>	

書かれています例えばFIPとか空母艦載機の移駐等のための事業、それぞれの費用項目からこれだけの税金が投入されているということは、余り国民には理解されないと思います。

そこでお尋ねしたいんですが、このFIPといふのはどういう趣旨の費用なんでしょうか。

○政府参考人(中村吉利君) お答え申し上げます。

FIP、ファイブと通常言つておりますが、提供施設整備につきましては、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保するという観点から、日米地位協定に基づきまして日本側の負担で施設を整備し、米側に提供しているものでございます。

個々の施設整備を行うに当たりましては、日米地位協定の範囲内で米側の希望を聴取をするとともに、日米安保条約の目的達成との関係ですとか我が国財政との関係、さらには社会的な影響等を総合的に勘案をして、個々の施設ごとに我が国の自主的判断によって措置をしてきているものでございます。

岩国飛行場におきましては、昭和五十四年度から平成三十年度までに、滑走路の移設事業を始めとしまして、隊舎や家族住宅などを整備をしてきているというところでございます。

○風間直樹君 最後にお尋ねしますが、この空母艦載機の移駐等のための事業、これも念のため御説明いただけますか。

○政府参考人(中村吉利君) 空母艦載機の移駐につきましては、先ほど御答弁ありましたとおり、厚木飛行場から空母艦載機を移駐いたします。それによ伴いまして必要となる家族住宅ですとか司令部舎、格納庫等の施設の整備を行つておいたといふものでございます。

○風間直樹君 時間が来たので、また後日、引き続きやりたいと思いますけれども、こうした在日米軍に關わる費用、我が国が負担しているものについて、我々国会が一つ一つを正確に把握しておくることも非常に重要なことだと思っています。そのための質疑、また引き続きさせていただ

きます。

ありがとうございました。

○古賀之士君 国民民主党・新緑風会の古賀之士です。

まず、昨日、国交省が公示地価を発表いたしました。四年連続で全ての項目で地価は上昇と。中

連日お疲れさまでござります。

早速質問に入らせていただきます。

でも、住宅地に関しては二十七年ぶりに平均プラスというニュースがメディアから流れしております。地価が上がり、御存じのように固定資産税という形での収取の増収が望めると。

また、所得税のこの改正案の中には、住宅取得控除ということで、消費税増税をにらんだ新たな住宅を取得しやすいような税制も盛り込まれております。

一方で、財務大臣にお尋ねをいたしますのは賃貸住宅でございます。賃貸住宅における家賃の税控除、あるいは企業などの住宅手当に関する非課税化、これについてはどのようにお考えをお持ちでしょうか。

○副大臣(鈴木馨祐君) 古賀先生御指摘のポイント、これは持家を持たない方々への支援ということの観点だろうと思いませんけれども。

まず、購入に当たつて持家の場合には当然消費税が課税をされております。その一方で、こうした家賃の支払については消費税の課税がされてい

ないということが現状あるということはまず御理解をいただきたいいるところだろうと思います。加えて、例えば従来より、それぞれ自治体において家賃補助制度であつたりとか、あるいは公営住宅、こうしたもののが適切な供給等々が行われていいところであります。これに加えて税制上のそうした措置をとるかどうかというところでありますけれども、これについては、その必要性等も含めてこのことでござります。

○風間直樹君 時間が来たので、また後日、引き続きやりたいと思いますけれども、こうした在日米軍に關わる費用、我が国が負担しているものについて、我々国会が一つ一つを正確に把握しておくることも非常に重要なことだと思っています。そのための質疑、また引き続きさせていただ

ることができます。そこで考えたときに、例えば所得税といふことで考えれば、所得が少なくて納税額が少ない方々にとつてどのぐらいのメリットといふものが出てくるのかというところも一つ考えていかなければいけない課題であるうと思います。

一方の住宅手当の非課税化といふところでありますけれども、住宅手当はそもそも、生活費の掛かり増しの費用を補う給与としての性格を有する

ことと、所得税の計算上非課税とされていますけれども、所得税の計算上非課税とされないと、した場合には、例えば同じぐらいの所得を得て同じ程度に家賃を払っている者でも、こうして住宅手当といふことではなくて給与だけでそうした給与を受けている者もいるわけであります。そうしたところとのバランスというところについても考えていかなくてはいけないところであろうと思います。というところを含めまして、慎重に検討していくかと考へておきます。

○古賀之士君 賃貸住宅にあえて絞つたお尋ねをさせていただいたのは、一つは税の問題というのももちろんあるんですけれども、その重税感の中で、例えば今、日本の大きな課題になつていてる子育て、これに関しても、例えば結婚をしてできるだけ広い部屋に住みたい、あるいは、今大学の寮などでは非常に二人部屋ですとか四人部屋といふのはなかなか敬遠されるという話は皆さんもどこかでお耳になつたこともあると思いますが、個室化と。そういうことを考えて、結婚がしやすい環境の中にやはり賃貸住宅の問題題。

それから、子育て支援の意味でも、仮に一部屋余計に広いお部屋を借りることができれば、それによつて子供を授かるチャンスがより広がる可能性もあるという視点もお含みおきいたいで、是

非、賃貸住宅に関しての税制の控除というのには、恐らく単純に税の控除と負担額の軽減というだけにとどまらず、これまでとはつきりと住環境が変わつたという実感を利用者の方が持てば、結婚やそれから子育てに向けてより具体的に見える化す

ることができます。その辺を踏まえて御所見を伺えればと思います。

○副大臣(鈴木馨祐君) 御指摘の観点も当然あります。うとうふうに思います。その一方で、先ほど申し上げましたように、やはりこの税というご量をしていかなくてはいけないところもあります。そうした中で、当然、税に限らずいろいろな、従来の自治体からやつてある支援であるとか、あるいは財政的な問題であるとか、そういう様々なところを総合的に勘案していくべきではないかと思っておりまして、御指摘の觀点というところでは理解をいたしますし、それは大事なポイントだと思いますけれども、税という措置ということでいえばやはり慎重な検討が必要かというふうに思つております。

○古賀之士君 では、次の質問に移ります。

特に今、住居の話をさせていただいていますけれども、毎年のように今大災害に見舞われまして、その災害に見舞われた中で特に住まいを失うというのがやはり大きな問題になつておりますが、雑損控除から独立した災害損失控除についてはどうのような所見をお持ちなのか、お尋ねをいたします。

○古賀之士君 特に今、住居の話をさせていただいていますけれども、毎年のように今大災害に見舞われた中で特に住まいを失うというのがやはり大きな問題になつておりますが、雑損控除から独立した災害損失控除についてはどうのような所見をお持ちなのか、お尋ねをいたします。

○副大臣(鈴木馨祐君) 古賀先生御指摘のように、大変災害の頻発というところが、気候変動の影響もありまして、非常に増えている状況というものは私ども大変大きな課題として認識をしております。

その上で、やはり、例えばこれはある意味共助のところで、それぞれが保険という形でやつてあるところもあるでしようし、あるいは財政といふところもあるでしようし、あるいは御指摘の税のところでも、やつたところのバランスが大事なんだろうというふうに思つてます。

その中で、御指摘の点で申し上げると、やはり所得税の課税所得の算出ということで申し上げますと、まず所得を得るための必要な経費を收入か



す際にセキュリティに関する外部認証を取つていただくですか、あるいは社内規程の提出を求めるといったようなことで、どこでデータの処理、保存をするかによらず、十分なセキュリティが担保されているかの審査を行うというふうなこととしてござります。

その上で、仮に制度の実施を通じて十分なセキュリティが担保されなくなりた場合には、当該決済事業者の参加資格を停止する等の厳しい措置をとらうと考えてございます。

○古賀之士君 是非お願いですが、それこそ税金を投入してそういった形でのポイント還元をしていく、そのデータを保存をしていたところが仮に海外だとして、その海外からそういう個人情報を含む決済データが流出してしまって、なつかつそれに関しては海外だから全く手付けられない

というようなことが起きないように、是非その辺の規制なり、あるいはきちっとしたガイドラインなりの必要を求めておきます。よろしくお願いをいたします。

さて、続いては、細かい話かもしれません、が、海外の方が例えば日本に来られて、プリペイド式のカードを購入されて、そのプリペイドカードで購入した免税品の扱いについて伺います。

このプリペイドカードというのは、例えば交通系のカードだったりコンビニで売られているコンビニのカードだったりするわけですから、こういった形で購入して、免税に結局その後、買ったものがなる、これは今回のポイント還元の趣旨には適合しているのかどうか、お願いします。

○政府参考人(島田勘資君) 今回のポイント還元制度におきましては、主として国内に居住する消費者に向けた決済サービスを提供する事業者を対象とする予定としてございますが、対象として認められたキャッシュレス決済手段を利用するのでありますれば、当該利用者が外国人であるか否かにかかわらずポイント還元の対象にすることとしてござります。

また、免税の対象となる商品につきましても、

家電、バッグ等々がありますが、免税店の許可を受けた店舗におけるこれらの商品の購入について、国内の居住者によるものがあるのは免税手続

を受けた訪日外国人によるものなのか、決済事業者において決済事業者の時点での区分というものが非常に困難であるという事情にも鑑みまして、免税品についても今回のポイント還元の対象からは除外しないこととしてござります。

今回の制度は消費税率の引上げの影響を受ける中小事業者の支援といったようなことも目的としてござりますので、制度の趣旨には沿つているものと考えてございます。

○古賀之士君 是非、悪用されないようなふうに祈りたいと思っておりますし、また、その趣旨に適合したいのであれば、またそれに対する仕組みづくりの検討も必要だと思います。

○古賀之士君 そのポイントなんですか、これ、税務上の取扱いというのはどうなっているんでしょうか、ポイント自体は。

○政府参考人(並木稔君) お答えいたします。御指摘のポイントにつきましては様々な仕組みのものが存在しておりますので、その課税環境を一定程度申し上げることは困難であるというふうに考えております。

この例え、特定の店舗において顧客が商品を購入した際にポイントが付与されまして、その後、その顧客が同じ店舗で商品を購入する際、金銭を支

払う代わりに当該ポイントを使用するような場合、ポイントは特定の顧客に対して将来の商品購入における値引きを約束するものと評価し得る

一方で、ポイント付与時の購入商品の価額との関係で、その値引きが課税の対象となるような経済的効益に当たるかどうかは必ずしも明確ではない

ということです。このため、ポイントの付与、使用を直ちに経済的利益として課税関係を生じさせるものとすることは困難であることを御理解いただければ、このふうに思いました。

○古賀之士君 ポイントは適合しないということ

で伺いました。

それでは、時間もなくなつてしまいまいましたので、ほかの委員や理事の方も御質問されました。平成二十九年一月から同年十二月までの間の人当たり、一月当たりの平均残業時間は、国税庁職員については平均約三十五時間、国税局職員については平均約二十一時間の水準となつております。

○古賀之士君 さらに、女性の税務職員に占める割合、それから女性管理職の割合、それぞれどうなつておられますか。

○政府参考人(並木稔君) お答え申します。国税庁全体においては平成三十年七月一日現在の女性職員の在職割合につきましては二一・六%となつております。また、国税庁本府課長補佐相当職以上の者を管理職職員として申し上げますと、その女性職員の在職割合につきましては一三・五%となつております。

○古賀之士君 さらに、障害者雇用の水増しについてお尋ねします。これについての原因を改め

てお伺いします。

○政府参考人(並木稔君) お答え申し上げます。昨年、国税庁において、障害者雇用率の制度の対象となる障害者の計上が不適切であったということが判明し、法定雇用率を達成していないこと

が明らかになつたことは、民間に率先して障害者雇用を取り組むべき立場としてあつてはならない

ことであると深く反省しているところであります。

○政府参考人(島田勘資君) まさに、この不適切計上は、身体障害者手帳等を確認することなく、前年までに障害者として報告している者と同程度の障害を有する者を報告対象の障害者として計上すると、そういう実務慣行を歴代の担当者が安易な前例踏襲により引き継いできただけであります。

とに起因するものであると考えております。

国税庁といたしましては、障害者の計上が不適切であつたという今般の事態を改めて真摯に受け止めまして、深く反省するとともに、公務部門における障害者雇用に関する基本方針に沿いまして不適切計上の再発防止に取り組むことはもとより、組織全体として障害者雇用を推進するという意識を徹底し、その取組を強化してまいりたいと、改めて御所見いただきたいんですが、今伺つた残業時間、女性活躍、それから障害者雇用、こういったものも含めて、先ほどもお話をありました

が、定員自体をどのように増やしていくのか、現状の、今後の仕事の増加ぶりも含めて御所見伺えればと思います。

○古賀之士君 この件に関して財務大臣にまつて御所見いただきたいんですが、今伺つた残業時間、女性活躍、それから障害者雇用、こういったものも含めて、先ほどもお話をありました

が、定員自体をどのように増やしていくのか、現状の、今後の仕事の増加ぶりも含めて御所見伺えればと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) 古賀先生、日頃から税務行政に関しましてわざわざ御理解いただいて感謝申上げますが、今言われておりますように、国際取引というか、いわゆる経済取引がえらく国際化する、それからインターネット、ＩＣＴ等々によつていわゆる調査とか徴収事務というのはえらい複雑化しているんだと思っておりますので、環境は厳しさを増しておるとは思いますが、こういった中で適正な、かつ公平な課税徴収というのを引き続き実現していくといふためには、これは

業務の効率化を図ると同時に、必要な定員というのはこれは絶対確保せなかねところなんだと思っておりますので、税務執行の動作を図つてしまいりたいと思っておりますが、他の職員を徴税にまとい回すって、そんなこと簡単な話ではありませんので、この話は。

そういう意味では、経験も要りますので、私どもとしては、この働き方改革の中でも、いわゆる経験者というものの需要って非常に大事なものですから、そういうものも考えないかね。また、女性職員の活躍と今御指摘のありましたよう

に、こういった部分、また、ワーク・ライフ・バランスというようなものとか、今言われております。

す障害者というのの雇用等々、いろんな、他部門

に積極的に今取り組んでいるところなんですか

ども、いずれにしても、職場環境の改善というの

を含めて対応していかないかねところがいっぱい

あろうかと思いますので、私どもとしては、この

部門につきまして引き続きしっかりと取り組んで

まいりたいと考えております。

○古賀之士君 終わります。ありがとうございます。

○藤巻健史君 日本維新の会の藤巻です。日本維新の会・希望の党を代表して質問をさせていただ

きたいと思います。

今回も、暗号資産の税制、そして外貨預金の税

制についてお聞きしたいと思うんですが、現在、

暗号資産は雑所得ですね。雑所得というのは、他

の九分類と違いまして、他の九種類の所得区分に

いたりたいと思います。

○藤巻健史君 日本維新の会の藤巻です。日本維新の会・希望の党を代表して質問をさせていただ

きたいと思います。

義されておりまして、当該所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属す  
る増加益を所得として、その資産が所有者の支配  
を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して  
課税する趣旨と解されております。

この点、ビットコインなどのいわゆる暗号資產  
は、資金決済法上、代価の弁済のために不特定の  
者に対して使用することができる財産的価値と規  
定されており、消費税法上も支払手段に類するも  
のとして位置付けられていることから、暗号資產  
の譲渡益は資産の値上がりによる増加益とは性質  
を異にするものと考えられるところでございます。

このため、国税当局としては、暗号資產は、資  
産ではあるものの、譲渡所得の起因となる資産に  
は該当せず、その譲渡所得による所得は一般的に  
いたりたいと思います。

○藤巻健史君 ちょっと議論の論点が明確になり  
ました。要するに、暗号資産というのは、資産と  
しては認められるけれども、譲渡資産に起因する  
資産ではないという説明でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(星野次彦君) ちよっとお答え申し上  
げます。

ただいま国税庁からお答えしたとおり、暗号資  
産は資金決済法上、代価の弁済のために不特定の  
者に対して使用することができる財産的価値と規  
定されておりまして、例えば納税者が株式、債  
券、その他投資資産のように投資目的で所有して  
いるのであれば、納税者にはキャピタルゲインが  
発生するという、そういう立て付けになつていて  
おります。

その上で申し上げますと、その雑所得の中には

こうした現行法令を踏まえれば、暗号資産につ  
きましては、外国通貨と同様に本邦通貨との相対

的な関係の中で換算上のレートが変動することは  
あります。このため、国税当局においては、暗  
号資産の譲渡による所得は一般的に譲渡所得には  
該当せず、雑所得に該当するものとして取り扱つ  
ておられます。

前回、暗号資産の譲渡益とかそれから外貨資產  
の為替益というのは、損益通算とかそれから翌年  
への損失のキャリーオーバーができない。その理  
由として、これらは、為替とかそれから暗号資產  
といふのは、時期を選んで実現損ができる、実現  
益が出る、出られると、恣意的に時期が決定でき  
る、だから、譲渡、暗号資産とか為替、外貨預金  
とかの譲渡益とかいろいろなものが列挙されて  
いて、この資産の譲渡益から資本資産に当たるもの、それは除いて、それ以外の通常所得といふもの  
に対し総合課税をするというようなことになつて  
います。

ちなみに、為替差益は原則通常所得の中に含ま  
れているわけですから、資本資産の中にまさ  
にこの暗号資産が含まれているというようなこ  
とでございます。具体的にはアメリカの内国歳入  
庁の指針で規定されておりまして、連邦政府にお  
ける暗号資産の課税上の取扱いは資産、プロパ  
ティーとされております。為替差益を生じさせる  
通貨としては取り扱われないというふうに規定を  
されているところでございます。

それから、暗号資産の売買又は譲渡によって生  
じた所得の性格は、当該資産が納税者にとって資  
本資産を否かによって決定されるというふうに規  
定されておりまして、例えば納税者が株式、債  
券、その他投資資産のように投資目的で所有して  
いるのであれば、納税者にはキャピタルゲインが  
発生するという、そういう立て付けになつていて  
おります。

その上で申し上げますと、その雑所得の中には

様々な形態のものがその所得区分の性質上含まれ

す障害者というのの雇用等々、いろんな、他部門  
に積極的に今取り組んでいるところなんですか  
ども、いずれにしても、職場環境の改善というの  
を含めて対応していかないかねところがいっぱい  
あろうかと思いますので、私どもとしては、この  
部門につきまして引き続きしっかりと取り組んで  
まいりたいと考えております。

○古賀之士君 終わります。ありがとうございます。

○藤巻健史君 日本維新の会の藤巻です。日本維  
新の会・希望の党を代表して質問をさせていた  
だときたいと思います。

今回も、暗号資産の税制、そして外貨預金の税  
制についてお聞きしたいと思うんですが、現在、  
暗号資産は雑所得ですね。雑所得というのは、他  
の九分類と違いまして、他の九種類の所得区分に  
いたりたいと思います。

そこで、前回の質疑を振り返つてみると、結  
局、私が暗号資産の譲渡益というのは譲渡所得で  
はないかというふうに申し上げたときに、国税當  
局の方は、暗号資産は改正資金決済法上もそれか  
ら消費税上も支払手段であるから、だから譲渡所  
得といふ資産ではないよと、こういうロジック  
だったと思うんですね。

ちょっと確認をしたいんですけど、要は、

暗号資産というのは支払手段であり、資産ではな  
い、だから譲渡所得ではないよと、こういう主張  
かと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(並木稔君) お答え申し上げます。

前回の繰り返しになる部分もございますが、所  
得税法上、譲渡所得は資産の譲渡による所得と定  
められております。消費税法上も、支払手段に類  
するものとされていてござります。

ておりますので、その損失についても様々な経費によるものがあると考えております。

したがいまして、総合所得の課税ベースの計算に当たってこうした様々な経費を広く勘案することは税負担の公平性等の観点から慎重な対応が必要であるということから、雑所得の損失の金額を他の各種所得の金額から控除することや、雑所得の損失を繰越控除とすることは認めていないといふことでございます。その上で、これまでの議論どおり、雑所得に所得分類として入るということを申し上げているわけでございます。

○藤巻健史君 今の議論に関しては、これも前回申し上げたと思うんですけれども、税区分を考えるときに、そういうように毎年大きいボラティリティー、損をしたり得をしたりするボラティリティーあるものが雑所得に入るなんて思つてもいいなかつたからそういう区分になつてゐるんじやないかなと、私は逆にそう思つています。

今、もう一つそれに関して申し上げちゃうと、昨日、風間議員の株式の質問に対しても星野局長は、株式売却などその時期を今おつしやったように選べる。だからこそ分離課税の二〇%にしたとおつしやつたと思うんですけれども、だつたらば、暗号資産の譲渡益もそれから外貨預金もまさに時期を選べるんだから、分離課税二〇%にしてしまえばそういう恣意的な操作ができなくなる、だから二〇%にしろという議論もできるんじやないかと思うんですが、いかがですかね。

○政府参考人(星野次彦君) 上場株式の税制をめぐりましては、昨日の質疑でも申し上げましたけれども、個人の資産を貯蓄から投資に向かわせるという、そういう政策判断の下に個人のリスクとなるべく低減させ、またその金融市场に対するゆがみとなるべく少なくするという、そういう観点から一律の課税にしております。

これによつて、いつ売つても買つても、どういふ金融商品であつてもある意味中立性が補完されるような制度になつてゐると、そういう趣旨で申し上げたわけでございまして、今般のこういった

暗号資産についての損の取扱いについてどうするかというのは、これは雑所得に分類されるというふうに整理をしておりまして、雑所得について損が、繰越しなり損益通算が認められないというの

は、先ほど申し上げたよくな雑所得の性質からきています。

○藤巻健史君 最初の質問に対するお答えで、暗号資産というのは、資産ではあるけれども譲渡所得に該当する資産ではないというお答えだったと思うんですが、それは一応、コンファーム的なことなんですけれどもね。

〔委員長退席、理事三木亨君着席〕

今、改正案、所得税法第一条第一項十六号の改正案ではこう述べているわけです。御売資産のところで、事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産(有価証券、第四十八条の第二第一項(仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)に規定する仮想通貨及び山林は除く)で棚卸しをすべきものとしては政令で定めるものをいう、こう書いてありますから、これはもう確実に国税当局が、資産でありますと、後で譲渡所得の起因する資産かどうかは別として、資産であるということは確実にここで認められたわけですね。

なぜかといふと、ここで卸売資産ではないといふふうに明言しているということは、資産であることを認めている証左だと思うんですけれども、一応そういうことで、そういう理解でよろしいですね、資産です。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、今回、所得税法の改正案におきまして、棚卸資産の範囲から仮想通貨、すなわち暗号資産を除くこととしておりますけれども、これは所得税法の改正案におきまして、暗号資産の必要経費に算入する金額の計算方法、これを法

の原価等の計算方法に関する規定が重複して適用されないことを明らかにするために行う改正でございます。

いわゆる租税法に関しては大学教授など多くの有識者の方による研究が行われております。財務省、国税庁は暗号資産が税法上の資産になること自体を否定しているのか、資産として認めているのかという御趣旨であると受け止めましたけれども、この点については暗号資産は資産であるということです。改めてお尋ねになられましたように、暗号資産の売却が、繰越しなり損益通算が認められないというの

お尋ねになられましたように、暗号資産の売却が、繰越しなり損益通算が認められないというの改めでございます。

○藤巻健史君 最初の質問に対するお答えで、暗号資産が税法上の資産に該当しないとされていることに関しては、暗号資産が税法上の資産に該当しないとされていることに関しまして、財務省、国税庁は暗号資産が税法上の資産に該当しないとされています。

○藤巻健史君 それで、事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛け品、原材料その他の資産(有価証券、第四十八条の第二第一項(仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)に規定する仮想通貨及び山林は除く)で棚卸しをすべきものとしては政令で定めるものをいう、こう書いてありますから、これはもう確実に国税当局が、資産でありますと、後で譲渡所得の起因する資産かどうかは別として、資産であるということは確実にここで認められたわけですね。

○藤巻健史君 そうしますと、前回も申し上げましたけど、租税法の大家である金子先生ですね、金子宏先生。この先生が書いていらっしゃる代表的教科書に、これ一ヶ月ぐらい前に第二十三版と百六十一ページでありますけれども、譲渡所得における資産とは、譲渡性のある財産権を全て含む概念で、ピットコイン等の仮想通貨などがそれに含まれると書いていらっしゃるわけですね。確かに仮想通貨と書いて、ピットコインというふうには書いてはありますけれども、その大家の先生が、資産であり、かつ国税当局が否定している譲渡所得になり得る資産であるということを明言されてゐるわけです。学説でそうあるわけですね。

○政府参考人(星野次彦君) ちょっとと時間がなくなってきたので、いかがですかね。この先生が書いていらっしゃるところですけど、最終的な結論は、今まで明させていただいております。

○藤巻健史君 そうしますと、前回も申し上げましたけど、租税法の大家である金子先生ですね、金子宏先生。この先生が書いていらっしゃる代表的教科書に、これ一ヶ月ぐらい前に第二十三版と百六十一ページでありますけれども、譲渡所得における資産とは、譲渡性のある財産権を全て含む概念で、ピットコイン等の仮想通貨などがそれに含まれると書いていらっしゃるわけですね。確かに仮想通貨と書いて、ピットコインというふうには書いてはありますけれども、その大家の先生が、資産であり、かつ国税当局が否定している譲渡所得になり得る資産であるということを明言されてゐるわけです。学説でそうあるわけですね。

〔理事三木亨君退席、委員長着席〕

先ほども申しましたように、雑所得であるといふふうに国税当局が主張するためには、こういう先生のことを明確に否定しない限り駄目なわけですよ。だって、雑所得というのはそういう譲渡所得とかいうものに含まれていないものであるといふふうに規定されているわけですから。明らかに学説の、その租税法の大家の先生が言おうと何だ

ろうと、これは違うんだ、だから雑所得だというふうな論法をしていただかないと、これは納得できません。

いわゆる租税法に関しては大学教授など多くの有識者の方による研究が行われております。財務省、国税庁は暗号資産の所得がこれが例えば利子所得であるなんといつたら、これは絶対否定されるんですね。けれども、大家の先生までも言つてゐるならば、それはあとは国税当局が主張するんじゃなくて、政治的にもこういうものだといふふうに言つていいんじやないかと思うんです。

特にまた、これは暗号資産の話もそうなんですけれども、時間がないのでちょっと外貨預金の方の話をしますけれども、外貨預金って、この前もちょっと申し上げましたけど、雑所得ですけれども、雑所得である限り最高税率五五%で、損失は

キャリーできないし、それから損益通算もできない。そんな税制だったらば、誰も外貨預金なんかしないですよ。私たって絶対嫌だもんね。ドルのMMFとか、そういう方はまだ源泉分離一〇%ありますけれども、そんな税制であるならドル預金しないですよ。

もしドル預金をするようになれば、やっぱりドル高円安になりますよね。これ、この前も申し上げた繰り返しになりますけれども、そうであるならば、わざわざ出口のないと言っている異次元緩和なんかはしなくていいわけですよ、こんな副作用のどでかいね、やらなくても、ドル預金の税制を変えるだけでもうドル高は進行して、デフレ脱却できちゃうんですから。

そういうことを考えてやっぱり税制というのは考へる。それはもう国税当局がそれを判断できることじゃないということは十分分かっています。国税当局としては、分かつてますけれども、それはやっぱり麻生大臣なりそれから総理が主導して、そういう範疇にあるのならばこれでいいこうと、政治判断で、おかしくないと思うんですが、それについて、麻生大臣、ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

○政府参考人(星野次彦君) 外国為替の話が出ましたので、これが雑所得に入っている理由でござります。

これは、暗号資産についてもるる述べましたのも同様でございますけれども、外国通貨についても、通貨という位置付けのほかに物という性格があるのではないかという、そういう御意見もあります。物としての価値の変化を捉まえて譲渡所得課税すべきという議論もございますけれども、やはり譲渡所得という所得区分は、資産が一定期間保有されて、その間に経済的価値が累積していく場合に、それをまさに手放す際にまとめて生ずる税負担を二分の一課税や五十万円の特別控除を通じて緩和をするといったような趣旨で区分が設けられているという、こういった制度趣旨が設

ましても、外為法上の対外支払手段として隨時様々な資産の対価の弁済に用いることができる、こうした外国通貨について一般的な資産と異なる課税方式としては、それは税負担の求め方としては合理性はあるのではないかというふうに考へているところでございます。

○藤巻健史君 今の話も、円という通貨であるならば何となく分かるんですけど、外貨の場合には、特に外貨の場合には、円との関係においてやっぱり値上がり益、値下がり損というのがあると思うんですね。だから、やっぱり値上がり益、値下がり損のある資産として考へてもおかしくないんじゃないとか私は思うんですけど、そう思っているのは私だけじゃなくて、先ほど申し上げました租税法の権威である金子先生が、やっぱりこの「租税法」第二十三版の二百六十二ページに、外貨も資産の一種であり、外貨と円貨との交換からは資産の譲渡損益として為替差損益が生じると記載してあるわけですよ。やっぱり大家の先生が、為替の譲渡益というのは、譲渡益、譲渡損というのは別に雑所得でなくていいというふうにおっしゃつていてるわけですから、それを完璧に否定するというのはどうかなと思うんです。

先ほど申しましたように、雑所得というのはそういう範疇に、要するに譲渡所得とか一時所得に入っていないということを説明責任があるのは国税当局なんですからねと私は思うんですけど、いかがですか。

○政府参考人(並木稔君) 繰り返しになりますが、政府が十五日に閣議決定した改正案では、暗号資産は新たに金融取引上の規制対象になると聞いております。金商法の網が掛かるということだと思います。金商法の規定として位置付けられるならば、仮想通貨を他の金融商品として位置付けるべきでありますけれども、これで金融商品として位

じる為替差損益に係る所得区分について、国税当局としての見解を申し上げれば、為替差損益は外貨を邦貨などの他の通貨と交換する際の交換レートの変動により生ずるものであります。外貨自身の価値が変動したものとは考えられず、資産の値上がりによる増加益とは性質を異にするものと考えられるところであります。

○藤巻健史君 今の話も、円という通貨であるならば何となく分かるんですけど、外貨の場合には、特に外貨の場合には、円との関係においてやっぱり値上がり益、値下がり損というのがあると思うんですね。だから、やっぱり値上がり益、値下がり損のある資産として考へてもおかしくないんじゃないとか私は思うんですけど、そう思っているのは私だけじゃなくて、先ほど申し上げました租税法の権威である金子先生が、やっぱりこの「租税法」第二十三版の二百六十二ページに、外貨も資産の一種であり、外貨と円貨との交換からは資産の譲渡損益として為替差損益が生じると記載してあるわけですよ。やっぱり大家の先生が、為替の譲渡益というのは、譲渡益、譲渡損というのは別に雑所得でなくていいといふことではなくて、やはり税の論理で物事を進めているのが皆さん役目ですから、これ以上、だからどうだと責める気はないんですけども。

○藤巻健史君 もう時間がないので国税当局との話はここで終わりにしたいかと思うんですけども、国税当局のロジックというのは十分分かります。国税当局というのは、別に政治判断をするべきところではなくて、やはり税の論理で物事を進めているのが皆さんの役目ですから、これ以上、だからどうだと責める気はないんですけども。

○藤巻健史君 余りちょっと納得できないんですけど、支払手段だけじゃないというから金商法で縛りを掛けるんだと私は理解するんですけども、支払手段のままであれば金商法なんか関係ないですね。いかがですか。

○國務大臣(麻生太郎君) そういいう御見解もあるかと思いますが、私どもの答弁は先ほど申し上げたとおりです。いろいろ御見解はありますか。

○藤巻健史君 あと二分ほど時間ががあるので、ちょっととまた戻させていただきますが、カジノの所得ですが、これは何所得になりますか。

○政府参考人(並木稔君) お答え申し上げます。御質問のカジノ収入による所得につきましては、いわゆるIRにおけるカジノに関して現時点では、いわゆるIRにおけるカジノに関する御見解の詳細が明らかでないため、その課税関係についての確たることは申し上げられませんが、そういう意味で、一般論で申し上げますと、日本国内に住んでる居住者がいわゆるカジノにより得た所得については一時所得に区分されるものと考へておるところでございます。

○國務大臣(麻生太郎君) 委員御指摘がありましたが、これ資金決済法の一部改正法ということを導入してもいいんじゃないかと思うんですけれども、いわゆる租税法に關しては多くの有識者の方による研究がございまして、委員御指摘のもも含めて様々な意見があることは承知しておりますけれども、当局として個々の学説について見解を述べることは差し控えさせていただきたいと存じます。

仮想通貨から暗号資産に変更することとしておりませんけれども、その定義を変更するということではありません。すなわち、いわゆる暗号資産というものが、いわゆる資金決済法上、引き続きこれまでの仮想通貨と同様に、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができます。したがって、消費税法上も支払手段に類するものとして位置付けられて、いうことから、外国通貨と同様に、その売却益等は資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にするものと考へております。一般的に雑所得に該当するという現行の取扱いを変更する必要はないと考えております。

○藤巻健史君 以前、麻生大臣が私の質問に対し、給与所得と暗号資産での利益とで不平等じや

ないかというお話をしたんですけど、カジノでもうけたものが一時所得、一時所得というのは五十万を引いた後、それを半額にして税率を掛けられるわけです。一方、暗号資産でもうかつた利益は最高五五%まで行くと。これ、それこそ不公平感ないですか。カジノでもうけたら税金半分、暗号資産でもうけたのはそのままというの非常に不公平じゃないかという気がするんですけど。

○国務大臣(麻生太郎君) 御指摘は、多分雑所得とされている為替取引とかいわゆる暗号資産取引というのとは異なって、一時所得とされている、ただ課税されることは不公平だという話をされておられるんですか、そういう御意見のように見えました、聞こえましたけれども。

その点につきましては、先ほど国税庁の方から説明があつておりましたけれども、一時所得につきましては所得金額の二分の一として課税する仕組みとなつていてるんです、というの御存じのところですが、これは一時所得が一時的とか偶発的とかそういう所得なんで、一度にまとめていわゆる生じる税負担への配慮というのが必要になるために設けられている仕組みなんだと思っておりますので、一時所得というと例えば競馬とか競輪とか公営ギャンブルなどもありますけれども、競馬では払戻金の課税については原則として外れ馬券の購入費用は必要経費として控除できないという話ではなくて、それぞれの所得の性質、性格を踏まえて異なる課税方法が取られていくことなんだと理解しておりますが。

○藤巻健史君 競馬とかそつちの方は分かるんですけど、カジノとの不平等感がないような税制を考えていただけだと思います。

最高五五%まで行くと。これ、それこそ不公平感ないですか。カジノでもうけたら税金半分、暗号資産でもうけたのはそのままというの非常に不公平じゃないかという気がするんですけど。

○大門実紀史君 大門でございます。  
税法の法案に入る前に一つ、税の申告にも関係いたしますけれど、今現場で切実になつてある問題を一つ質問させていただきます。

お手元に資料をお配りしておりますが、兵庫県議会で全会一致で採択された意見書でございます。加齢性難聴者、つまり高齢に伴つ難聴の方が補聴器を購入するときに公的な補助制度をつくつてほしいという意見書でございます。

ではうつ病や認知症の原因にも考えられていること、しかし、日本において補聴器の値段は、片耳当たりですから両耳ですとともに加齢性難聴というのは、コミュニケーションの問題含めて生活の質を落とすということ、あと最近では、耳が聞こえにくい、聞こえないということ

なるわけですが、片耳でも三万一千十万、両耳だと四十万、五十万というふうになるわけですね。これが保険適用ではないために全額自費となつていて、今現在でありますから、要するに、身体障害者手帳が交付される障害者の方の高度・重度難聴の場合には一割の負担はありますけれど、支給制度はあります。中度以下の場合は医療費控除あるんで、それとも九割はその重複、高度以外で、高齢者にとっては補聴器というのは社会参加のもう必需品というふうになつてくるわけでございます。

そういう点では、県レベルで意見書が上がつてきましたのは初めてだと思いますが、市町村ではほかにも上がっております。意見書という形だけではなくていろんな要望が上がっておりまして、東京二十三区でも既に五つの区で独自の補助制度をスタートさせております。これから広い要求として、大きな要求として上がつてくるのではないかというふうな新しい問題もあるわけでございます。

更に言えば、欧米ではいろんな公的補助制度があるんですねけれども、日本でも一部の自治体で、都市部では少し広がつておられますけれども、高齢者の補聴器購入に対する補助を行つてているところで、これはもう切実な問題になつていています。

資産については、為替と同様に、売り越し、買い越し等々を繰り返した場合でも、年間を通じた損益ベースとして課税が行われるという違いますが、本的にあるんだと思つております。したがいまして、一時所得、雑所得、どちらが得かとかいう話ではなくて、それぞれの所得の性質、性格を踏まえて、国においてこういう加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設してほしいと、強く求めるというような意見書が

兵庫県議会で全会一致で採択されてきたわけであります。

これは古いようで新しい問題でございまして、高齢に伴う難聴というのは前からあるわけでございましたが、今は時代の要請との関係で特に大変切実になつてきているわけであります。つまり、耳が聞こえにくくと社会生活あるいは仕事に困るということなんですが、これから政府の方向も、方針もそうですが、高齢化が更に進んで、同時に

高齢者の社会参加、また定年延長や再雇用ということで働いていつてもらいたいといいますか、働くことないりますか、そういう流れになつていて耳が聞こえにくい、聞こえないということは、何といいますか、もう大きな社会参加、働く上で大きな障害になつてくるわけでございまして、高齢者にとっては補聴器というのは社会参加のもう必需品というふうになつてくるわけでございます。

そういう点では、県レベルで意見書が上がつてきましたのは初めてだと思いますが、市町村ではほかにも上がっております。意見書という形だけではなくていろんな要望が上がっておりまして、東京二十三区でも既に五つの区で独自の補助制度をスタートさせております。これから広い要求として、大きな要求として上がつてくるのではないかというふうな新しい問題もあるわけでございます。

したがつて、収入が少なくなつていく高齢者あるいは年金生活の方々にとつては、三十万円以上となりますとかなり負担が大きいと。低所得の方々、生活保護を受けている方々などはもう諦めてしまつていうことがあります。全く耳が聞こえない、ほとんど聞こえないまま毎日過ごされてしまうということが今実際にあるわけで、大変深刻な問題になつていてるというふうに思いますが、

少し現状がどうなのかということで資料を作つて配付してございますけれども、まず一枚目でグラフと書いてございますけれども、これは欧米諸国と日本の補聴器の所有率でござります。どちらの比率で補聴器を付けておられるかという

ことで、難聴者のうちですね、日本の難聴者は、厚労省に伺いますけれど、現行の補聴器購入に対する公的助成制度、一体どうなつていてるか、ちょっとと説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人(諭訪園健司君) お答え申し上げます。

日本の現状をちょっとと確認しておきたいんですけど、厚労省に来ていただきましたが、まず厚労省に伺いますけれど、現行の補聴器購入に対する公的助成制度、一体どうなつていてるか、ちょっとと説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人(諭訪園健司君) お答え申し上げます。

障害者総合支援法に定めます補装具費支給制度においては、障害者等の身体機能を補完、代替する用具といったしまして、補聴器を始めとする補装具の購入等に要する費用の一部を支給いたします。

ども、これは日本人だけ耳がいいわけではありません。難聴率は欧米と同じレベルですが、補聴器を実際に付けている方はこんなに少ない、欧米の半分以下だということですね。

少ない理由の第一は、先ほど申し上げましたとおり、価格が高い、補聴器が高過ぎるということでありまして、一台二十万、三十万、五十万とするということでございます。それが次のページグラフですね。補聴器一台幾らか。平均は十五万円ということになつていますけれども、専門家に聞いてみると、補聴器というのは、もちろん安いからあるんですが、大変な精密機器でございまして、人それぞれの聞こえに合わせるにはやっぱり金額的にいいますと三十万円以上のものでないと人に合わせた微調整ができないというふうに聞いております。

したがつて、収入が少なくなつていく高齢者あるいは年金生活の方々にとつては、三十万円以上となりますとかなり負担が大きいと。低所得の方々、生活保護を受けている方々などはもう諦めてしまつていうことがあります。全く耳が聞こえない、ほとんど聞こえないまま毎日過ごされてしまうということが今実際にあるわけで、大変深刻な問題になつていてるというふうに思いますが、

少し現状がどうなのかということで資料を作つて配付してございますけれども、まず一枚目でグラフと書いてございますけれども、これは欧米諸国と日本の補聴器の所有率でござります。どちらの比率で補聴器を付けておられるかという

以上として身体障害者手帳が交付された方でございまして、両耳の聴力レベルが七十デシベル以上の方、若しくは、片側の耳の聴力レベルが九十デシベル以上であるて、もう一方の耳の聴力レベルが五十デシベル以上の方となつてございます。

○大門実紀史君 つまり、高度、重度、七十デシベル以上で障害者手帳が交付される方のみ補助制度があるということですが、この七十デシベル以上、七十デシベル、というのはどういうことか、皆さんに分かるように説明してくれますか、どういうレベルなのがですか。

○政府参考人(諏訪園健司君) 失礼いたしました。

七十分デシベル以上というの、一般的には高度難聴と言われておる方でございます。大きな声の会話、耳元で大きな声で話すと聞き取れるという方が、分かりやすく言つた場合の例でございます。

○大門実紀史君 あなたは、あれですか、担当の審議官なんですか。そんなこともぱつと分からないんですか。

両耳でいいますと、四十センチ以上離れられて四十センチ以上離れるとその会話を理解し得ないと、本当この四十センチの範囲でしか会話が理解できないというのが七十センチの度数ですね。ですから、相当の重度、高度の難聴といふことであります。そういう方だけに限定して今支給制度があるということでございます。

厚労省に聞きますが、審議官なら当然御存じだと思いますけれども、WHO、世界保健機関では何デシベル以上に補聴器を付けるということが奨励されておりますか。

○政府参考人(諏訪園健司君) お答え申し上げます。

五十六デシベルからというので、準重度といふ方たちからというふうに承知しております。

○大門実紀史君 四十一デシベル以上ではないですか。

○政府参考人(諏訪園健司君) 申しそういません。四十一からの中等度の方からでございました。失礼いたしました。

○大門実紀史君 しつかりしてくださいね。

つまり、四十一デシベルというとどういうレベルかといいますと、時々人の言うことがちょっとと聞き取れない、人の声によっては、音域がありまづから、聞き取れないというようなレベルであります。まして、基本的には聞こえる、だけれどもかなり聞き取りづらくなつてきているのが四十一デシベルですね。

もうそのレベルでWHO、世界保健機関は補聴器を付けた方がいいと。これは、なぜそういうふうにWHOが言つておるかは御存じですか。

○政府参考人(諏訪園健司君) 済みません、急な御質問で、承知してございません。急な御質問で、承知していないことを申し上げます。

○大門実紀史君 知らないんですね。じゃ、教えてあげますけど、要するに、そのレベルでも早く付けた方がいいというの、そのレベルをほつとおきますと、更にひどくなるということ、そのまま行きますと、もう認識できない音が増えていくんですね、増えていくんですね。ですから、もうその段階で補聴器を付けた方が音の認識が保てるといふようなことがあります。決して軽いうちから付けた方がいいよというようなことじやなくて、非常に意味があるんですね。意味があるんですね。ですから、相当の重度、高度の難聴といふことでありますけれども、決して軽いうちから付けた方がいいよというようなことじやなくて、非常に意味があるんですね。意味があるんですね。ですから、相当の重度、高度の難聴といふことであります。

○大門実紀史君 そんなこと聞いていないんですね。要するに、中軽度の方々が放置されると、それに対する考え方�이라는のかという意味で聞いているわけですけど、まあ後でまとめて聞きますけれども。

国税庁に聞きますが、じゃ、先ほどちょっとありました医療費控除ですね、今どういう基準で、補聴器を購入した場合、医療費控除、税制上の措置があるか、これ簡潔に説明してくれますか。

○政府参考人(並木稔君) お答え申し上げます。

医療費控除の対象となる医療費は、基本的に医師等による診療又は治療などの対価とされております。御質問の補聴器の購入費用につきましては、医師等による診療や治療を受けるために直接必要なもの、例えば医師等による治療の一環として補聴器の購入を求められた場合などであれば医療費控除の対象となるとの取扱いとなつていています。

○大門実紀史君 それで、今の医療費控除の仕組みからりますと、ちょっと計算してみたんですけど、どれくらいの負担減に、負担が減るのか

て、所得で二、三百万、税率適用は一〇%と仮に給制度において、先ほど申し上げたような聴力レベルを基に認定基準を設定して、障害者手帳を交付し、その方たちを対象とする。そうでない方に對しては対象としないということござります。

○大門実紀史君 ないといふことです。なぜないですか。

○政府参考人(諏訪園健司君) お答え申し上げます。

身体障害者手帳は、身体に一定以上の障害が永続する方に交付されるものでございます。身体障害者手帳の認定基準につきましては、様々な障害種別間のバランスを考慮しながら、医学的な観点の制限の程度によって定められているものでございます。

○大門実紀史君 そんなこと聞いていないんですね。要するに、中軽度の方々が放置されると、それに対する考え方이라는のかという意味で聞いているわけですけど、まあ後でまとめて聞きますけれども。

国税庁に聞きますが、じゃ、先ほどちょっとありました医療費控除ですね、今どういう基準で、補聴器を購入した場合、医療費控除、税制上の措置があるか、これ簡潔に説明してくれますか。

○政府参考人(並木稔君) お答え申し上げます。

医療費控除の対象となる医療費は、基本的に医師等による診療又は治療などの対価とされております。御質問の補聴器の購入費用につきましては、医師等による診療や治療を受けるために直接必要なもの、例えば医師等による治療の一環として補聴器の購入を求められた場合などであれば医療費控除の対象となるとの取扱いとなつていています。

○大門実紀史君 それで、今の医療費控除の仕組みからりますと、ちょっと計算してみたんですけど、どれくらいの負担減に、負担が減るのか

て、所得で二、三百万、税率適用は一〇%と仮に給制度において、先ほど申し上げたような聴力レベルを基に認定基準を設定して、障害者手帳を交付し、その方たちを対象とする。そうでない方に對しては対象としないということござります。

○大門実紀史君 ないといふことです。なぜないですか。

○政府参考人(諏訪園健司君) お答え申し上げます。

身体障害者手帳は、身体に一定以上の障害が永続する方に交付されるものでございます。身体障害者手帳の認定基準につきましては、様々な障害種別間のバランスを考慮しながら、医学的な観点の制限の程度によって定められているものでございます。

○大門実紀史君 そんなこと聞いていないんですね。要するに、中軽度の方々が放置されると、それに対する考え方이라는のかという意味で聞いているわけですけど、まあ後でまとめて聞きますけれども。

国税庁に聞きますが、じゃ、先ほどちょっとありました医療費控除ですね、今どういう基準で、補聴器を購入した場合、医療費控除、税制上の措置があるか、これ簡潔に説明してくれますか。

○政府参考人(並木稔君) お答え申し上げます。

医療費控除の対象となる医療費は、基本的に医師等による診療又は治療などの対価とされております。御質問の補聴器の購入費用につきましては、医師等による診療や治療を受けるために直接必要なもの、例えば医師等による治療の一環として補聴器の購入を求められた場合などであれば医療費控除の対象となるとの取扱いとなつていています。

○大門実紀史君 それで、今の医療費控除の仕組みからりますと、ちょっと計算してみたんですけど、どれくらいの負担減に、負担が減るのか

会になつていく中で、補聴器は高齢者にとって、本当に必需品になつてゐるというふうに思いました。

厚労省に改めてお聞きしますけど、審議官は障害者の担当、障害者対策の担当かと思いますけれど、もっと広い、大きく見て、障害者の障害者手帳を交付されない方でも、さつき言つたように、強いニーズが出てくると思うんですね。やっぱり厚労省全体として、この中軽度の加齢性の難聴の方々に対してどういう対応が可能なのか。やっぱり諸外国の例も参考にしながら、諸外国は障害のカテゴリーじゃないんですね、医療のカテゴリーで補助制度があるわけですね。そういう点では厚労省全体でお考えいただく必要があると思いますが、いずれにせよ、これだけの要望が出てきて、更に急速にこの要望は高まつていくと思うんですね。厚労省として何ができるのかどうしていくべきなのか、研究含めて検討を進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(諏訪園健司君) お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたが、現行制度では、年齢にかかるらず、一定の聴力レベルを認定基準として身体障害者手帳を交付いたし、その下で支給制度の対象になるという扱いであるということはお答え申し上げたところでございます。

今、研究についてお話をございました。難聴がある先生も御指摘のとおり、認知症の危険因子である可能性が指摘されており、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究を日本医療研究開発機構におきまして平成三十年度から開始したところでございます。まず、このような研究について引き続き推進してまいりたいというふうに考へているところです。

○大門実紀史君 やっぱり厚労大臣ときちんと議論すべきちょっと大きな政治的なテーマかという

ふうには思います。審議官一人で制度を考えますという答弁、今日ここではできないのかも分かりませんが、ただ、大きく考えていただいて、その認知症とかうつ病とか、これ病気にも波及していく問題ですよね。これをきちんと早く対応するこ

とに、よつてそういう病気に進行することも防ぐと、いう意味では、これに対して補助をしていくといふことがかえって医療費を抑える、厚労省は抑制したいわけだから、抑制にもつながるというふうになつて、決してただ支出が増えるだけとは限らないといいますかね、むしろ早く対応した方がいろいろな病気に発展するのを防げるということもありますので、全体としてどういうことが可能なのか、今の研究も含めて更に進めていてほしいと思います。

今日は麻生大臣には、まだそういう段階でござりますので、厚労省から何か要求が出てきている段階ではありませんけれども、現場ではいろんな要求が出ていますから、厚労省からそういう提案なり出てきたら財務省としても真摯に検討していただきたいと思いますが、麻生大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今御指摘のありましたように、今のところ、厚労省からいわゆる加齢性の難聴ということについて、いわゆる一律に対象とした補聴器の購入に助成を行うための予算といふような要求をされてはおりませんので、おられてもいいのにどうですかなんという立場にありませんので、私の方は。そういうふたつの是やつぱり疑問があるわけですね。所有率、補聴器を付ける人が増えれば、また市場価格は下がるというのもあると思うんですけれども、やはりっと製品価格を下げられるんではないかと、いろんな努力ですね。非常に精密機器でありますから、研究も更に進めなきゃいけないというふうに思つてますけれども、こういう社会的有用性のある、まさに社会的有用性のある企業に対しても、税制支援とか、研究開発なんかもそ

うなんですが、そういうのをやつぱり強めていっていただきたいということが一つと、もう一つは、政府が打ち出されているように、これから高齢化対応の社会ビジョンなんですが、そういう全体から見ると、全体から見て大変重要な位置付けにならんのではないかというふうに思つておりますし、加齢性に限らず、私のように鐵砲なんか撃つていたやつはほとんど左の耳は全く聞こえませんから。障害者手帳もあえるぐらい

聞こえませんよ、私でも。付けているかって、補聴器は付けていますから、気が付かないだけで。

結構高いものだというのは、私が払ったんじゃな

いので、ちょっととかみさんが払つたので、えらいものだつたわねとか言われたのだけは記憶が

ありますけど、高いものだとは思つておりますのと、この意味では、これに対して補助をしていくといふことがかえって医療費を抑える、厚労省は抑制

したいわけだから、抑制にもつながるというふうになつて、決してただ支出が増えるだけとは限らないといいますかね、むしろ早く対応した方がいろいろな病気に発展するのを防げるということがありますので、全体としてどういうことが可能なのか、今の研究も含めて更に進めていてほしいと思います。

○大門実紀史君 そして、是非厚労省にもつとしっかりとしてほしいんですね。本当に検討して、どうするのか。このさつきのグラフじゃないけど、恥ずかしいですね、欧米諸国に比べてやっぱり遅れているということと、高齢化が進んでいます。もう一つ、これは財務大臣といいますか副総理としてお考えをお聞きしたいというか、ちょっと大きな話ですけどね。

先日、研究開発減税について質問させていただけ、トヨタとかああいうところにちょっと固まってますよという問題提起をさせてもらったんですけど、この補聴器はなぜこんなに高いのかというのをやつぱり疑問があるわけですね。所有率、補聴器を付ける人が増えれば、また市場価格は下がるというのもあると思うんですけれども、やはりっと製品価格を下げられるんではないかと、いろんな努力ですね。非常に精密機器でありますから、研究も更に進めなきゃいけないというふうに思つてますけれども、こういう社会的有用性のある、まさに社会的有用性のある企業に対しても、税制支援とか、研究開発なんかもそ

うなんですが、そういうのをやつぱり強めていっていただきたいということが一つと、もう一つは、政府が打ち出されているように、これから高齢化対応の社会ビジョンなんですが、そういう全体から見ると、全体から見て大変重要な位置付けにならんのではないかというふうに思つたりもするわけでありますので、何というふうに思つたりもするわけですね。そういう総合政策、その推進ビジョンします。

○大門実紀史君 とにかく、まず厚労省がやつぱりしっかりと、要望を受け止めて、いろんな提案をしていくことが大事でございますので、そのことを重ねて求めて、質問を終わりたいというふうに思います。

ありがとうございます。

○渡辺喜美君 先ほどの続きであります。私の地元の那須の御用邸に行きますと、昭和天皇陛下のお人柄がしのばれるような大変しもた屋敷になつております。木造建築で、築何十年でしょうかね、もう戦前の建物ですよ。

日常の生活は内廷費というところから支出をされるわけであります、相続税の納税資金として内廷費を充てることは可能ですか。

○政府参考人(星野次彦君) お答え申し上げます。

内廷費についての御質問について宮内庁に確認をいたしましたので、改めて御説明をさせていただければと思います。

内廷費は、天皇、内廷にある皇族の日常の費用その他の内廷諸費に充てるものであります。皇室経済法第四条第一項の規定により、内廷費として支出されたものは御手元金となるものとされていることから、内廷費として支出されたものを相続税の支払に充てることは可能であるということございました。

○渡辺喜美君 昨日も申し上げたように、昭和天皇陛下の相続のときには四億円を超える税金をお支払いになつてます。内廷費はそんなんにありませんね。ですから、これはいろいろな、いざというときの出費のために積まれておかかる、本当につましい生活をされて節約がされる。でも、その節約をしているとこれは金融資産だといって課税対象になるわけでしょう。違いますか。

○政府参考人(星野次彦君) 御指摘のとおり、課税対象に基本的にはなります。例えば、預貯金から生じた利子などにつきましては一般国民と同様に所得税の課税対象となるわけでございます。相

続税の対象にもなるものと考えております。

○渡辺喜美君 大臣、そういうことですよ。自民党の税調会長も小委員長代理もいらっしゃるので申上げておきますが、つましい生活をして節約をされて、残った分を相続税で課税するってせこくないです。いかがですか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは昨日も同じような質問をされておられましたので、同じような答えを申し上げるようで恐縮かもしれませんけれども、これは、現行法制 자체、すなわち今、憲法とか民法とか、また皇室経済法、いろいろそういう法律全体に関わる話ですから、相続税法といつたような中で完結するような問題じゃないんじやないでしようかね。

そういう意味では、現時点で現行法制に基づいて適切に処理されるべきものだと言う、しか今の段階ではお答えのしようがないんだと思っております。

○渡辺喜美君 ですから、先ほどから、これは戦後レジームの根幹に関わる話だと申し上げているわけであります。

時間があれませんので、黒田総裁、お待たせいたしました。

お手元に配つてござりますグラフ、これは高橋洋一教授の作ったものであります、これを見ま

すと、ゼロ金利解除の後、タイムラグを伴つて景

気の山が来るわけですね。量的緩和解除のときも

タームラグを伴つて山が来る。この消費増税が、

明らかにこれは山ですね。もう素人判断で、これ

は山だなど、これ、見た瞬間分かりますよ。結

局、谷がどこかは、景気動向指数研究会、吉川教

授、吉川座長のところで決めるというので、まだ

決まっていない。相変わらず景気拡大は続いているわけですね。量的緩和解除のときも

結構な影響があるわけですね。このグラフを見ると、相当地早いですが、これ、私の直感

では、日本が不良債権問題に悩んで、それで失われた二十年、三十年を過ごしてしまったのであり

ますが、どうもそれと極めて似通つた状況にありますね。

バーナンキ議長の前のグリーンスパン議長がい

る手を替えて、バブル崩壊をずっと先

送りしてこられた。でも、結局サブプライムから

が来て、今下降局面に入つてはいるというわけですよ。イールドカーブコントロールというのは、とにかくフラット化しちゃつたものを立てるというわけですね。だから、マイナス零コントロール

だつたものをゼロ%にする、これって金融引締めじゃありませんか。露骨に金融引締めの効果がこのグラフに出ていますか。いかがでしようか。

○参考人(黒田東彦君) 二〇一六年九月に導入いたしました長短金利操作付き量的・質的金融緩和によって、経済・物価、金融情勢を踏まえつつ、もちろん必要に応じて物価安定の目標の実現のために最も適切なイールドカーブの形成を促しております。

こうした下で、我が国の長期金利は、実は海外の金利が大きく上昇するような局面でもゼロ%近傍で安定的に推移しておりますし、貸出金利も二

〇一六年九月以降一段と低下して、既往最低水準で推移しております。また、大企業、中小企業のいずれから見ましても、金融機関の貸出態度は引き続き積極的であり、貸出残高も増加を続けております。

こうした点を踏まえますと、日本銀行としては、イールドカーブコントロールの枠組みを通じて極めて緩和的な金融環境をつくり出して、企業や家計の経済活動をしつかりサポートしているのではありませんかというふうに認識しております。

こうした中で、中国政府はつい先日、李克強総理が今年六%から六・五%の成長率見通しを掲げておられましたけれども、既に大規模な景気対策

を決定し、あるいは実施しつつあるということもありますので、先行き中国経済はおむね安定し

た成長経路をたどるのではないかというふうに考えておりますが、やはり中国経済がアジア新興国を中心的に他国に与える影響も大きいわけですし、

今後の金融あるいは実体経済の動向については注意深く点検してまいりたいというふうに考えてお

ります。

○渡辺喜美君 金融緩和をやる中央銀行はハト派と呼ばれて、金融引締めをやるところはタカ派と呼ばれますけれども、黒田総裁の日本銀行はどう

ぞですか。

○参考人(黒田東彦君) 私どもは、量的・質的金

融緩和ということを通じて大幅な金融緩和を粘り強く続いているということでありますので、自分でも言うのも変ですけれども、恐らく日本銀行はハト派ということになると思います。

○渡辺喜美君 私は、黒田日銀はワシ派ではないかと思うんですね。

タカとどう違うのかというと、ワシの方がずっと高いがでかいんですよ。タカというのは、飛ぶとき気に気流に乗つて飛ぶんで、だから羽ばたかないんです。ところが、ワシはずうたいがでかいから羽ばたくんですよ。このイールドカーブコン

トロールなんてまさにワシの羽ばたきみたいなもので、影響が出ちゃうんですよ。

だから、国内要因で言えばもう既に、まあ国内要因だけではないが、こういう下降局面に差しかかっているときに、なおかつ、これはこの後安倍総理にお伺いいたしますけれども、増税やろうといふわけですよ。こんなときに増税やるなんていふ無謀なことはやめていただきたいんですけど、こ

れは間違つていると思う。国債買取り八十兆円の目標を作つてあるわけですからね。今まだその半分も買っていないわけじゃないですか。十分緩和の余地はあると思いますが、いかがでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) 従来から申し上げているとおり、日本銀行としては、経済・物価・金融情勢を踏まえて、仮に物価安定の目標に向けたモメンタムが損なわれるというような状況になれば、当然追加緩和を検討していくことになります。

緩和の手段としては、長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入時に公表したとおり、短期政策金利の引下げ、長期金利目標の引下げ、資産買入れの拡大、マネタリーベースの拡大ベースの加速など、様々な対応が考えられます。その際に政策のペネフィットとコストを比較考量しながら、委員御指摘の国債買入れの増額を含め、

様々な手段を組み合わせて対応するなど、その

時々の状況に応じて適切な方法を検討していくことになるというふうに思います。

○渡辺喜美君 終わります。

○委員長(中西健治君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、西田昌司君が委員を辞任され、その補欠として小野田紀美君が選任されました。

速記を止めてください。

○委員長(中西健治君) 速記を起こしてください。

〔速記中止〕

○委員長(中西健治君) 速記を起こしてください。

○委員長(中西健治君) これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○風間直樹君 総理、今日はよろしくお願ひします。最初に、日銀の物価上昇率目標について総理にお尋ねをしたいと思います。

去る三月十五日ですが、麻生大臣が閣議後の記者会見でこうおっしゃっています。物価上昇率目標である二%にこだわり過ぎるとおかしくなるというふうに考へないといけないと。で、これに先立つ十一日の当委員会で大臣答弁されまして、日銀の金融政策運営については少し考え方を柔軟にやつてもおかしくないのでないかと、こう述べていらっしゃいます。

この麻生大臣の二%にこだわり過ぎるとおかしくなるという認識については、総理も同じ認識といふふうに考へてよろしいでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 麻生総理と私、全く考へ方は同じでございますが、日本銀行と

我々、この協定を交わしているわけでござります。これら、二%の物価安定目標というのはこれは共にして、物価安定目標の実現に向けて、手段においては日本銀行に委ねているわけでござります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) しかし、今現在二%に達していないではないですか。ということを考へないといけないと。で、これに先立つ十一日の当委員会で大臣答弁されまして、日銀の金融政策運営については少し考え方を柔軟にやつてもおかしくないのでないかと、こう述べていらっしゃいます。

この麻生大臣の二%にこだわり過ぎるとおかしくなるという認識については、総理も同じ認識といふふうに考へてよろしいでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 麻生副総理の御発言を聞いていたときみたいと。思つてゐるところではございまして、そういう考え方について、例え雇用に、金融政策が雇用に働きかけた結果、正規の有効求人倍率が初めて一倍を超えていくという、まさに雇用において、実体経済において大きな成果を出してきてる中にいて、

いませんが、この物価安定目標を追求することによって、例え雇用に、金融政策が雇用に働きかけた結果、正規の有効求人倍率が初めて一倍を超えていくという、まさに雇用において、実体経

総理、この点については、今の御答弁を踏まえると、引き続き総理としてあるいは政府として強力に日銀をサポートすると、こういう理解でよろしいですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この資料が政府と日本銀行の共同声明でござりますが、まさにこの中で、共同声明にある目標等々に向けて今後とも日本銀行が努力をしていかれますことを期待しているところでございます。

○風間直樹君 そうすると、この共同声明を現時点で修正する必要はないというお考へでよろしいわけですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今後、この二%の物価安定目標に向かって、日本銀行で適切な政策手段を取り、努力を続けていかれますことを期待しております。

繰り返しになりますが、この二%の物価安定目標に向かって金融政策を展開することによって、重要な雇用等において完全雇用と言える状況をつくり出していくということについて我々は評価をしているということでもございます。

○風間直樹君 麻生大臣に伺いますが、今総理の御答弁を踏まえて、大臣、十二日の当委員会での御発言、あるいは十五日の閣議後の御発言、修正される必要があれば修正していただければと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 全くありません。

○風間直樹君 そうすると、どうも総理と副総理との間で認識の違いがあるんじゃないのかな。  
深読みすれば、これ、麻生大臣の昨年九月の發言では、二%に責任感を感じて不必要なことをやるのはやめたらしいというのが政府と日銀の両方で一致していたと。当然、財務大臣という立場で

ですから、先ほどいらした黒田総裁とも様々な場面で膝を交えて話を、協議をされていると思います。そういう中でこの昨年九月の閣議後の発言になつたんだと思うんですけども、安倍総理は二%の物価上昇目標達成に向けて日銀を引き続ぎます。サポートすると、一方で麻生大臣は、御発言をそのまま引用すれば、二%にこだわり過ぎるとおかしくなる、少し考え方を柔軟にやつてもおかしくない、政府と日銀の間では二%はまず無理だということを互いに認識していた。どうも違うんじやないですかね。

○國務大臣(麻生太郎君) 最後のところは本当にそれ私のせりふですか、最後、二%の話は、違つてているという。

重ねて申し上げますけど、これサインをして、共同声明に、今アコードと言われましたが、アコードという言葉は使つてありませんわね、ましまず。アコードと言われたけど、使つていなくて、しよう。今、アコードと言われた。アコード、使っていいはずですからね。共同声明になりましたでしよう。間違えないでください、そのところは。これはホンダ自動車の販売やっているんじゃないんだ。俺たちはと言つて断りましたから、このアコードという話は。だから、今急にアコードなんて言われたから、あれ?と思つたんですねけれども、いつの資料かなと思って見て、伺つていたんだすけれども。

少なくとも、この話をさせていただいたときに総裁は白川さんだったと記憶をします。そして、私どもは、黒田さんにはそれを引き継がれた形という形になつてるので、黒田さんとサインしたわけではありませんからね、そのところもしっかりと認識をきちんとしておいていただかぬといかぬところだと思いますが。

その上で、黒田さんに引き継がれたときには石油価格が急に百数十ドルから一きなり三十ドルぐらいまで下がったときもありましたので、私どもとしては、こういったような状況が大きく変化

しておられますので、この二%どころのは極めて難しい状況になつてきていると思つておりますという話はもう何回となく一人でしたことがあります。

その上で、今、先ほどの総理からの発言がありましたが、少なからず、この二%という目標を掲げ続けていることによつていろいろな波及効果がある。先ほどの雇用の話を出ておりましたけれども、その他いろんな意味で波及効果があるということも事実であろうと思いますので、こういったものを目標として掲げているということだと思つておりますが、それが、仮に二%が一・九九までになつて、じゃ、二%じゃないからといって〇・〇一を、それにこだわる必要があるのか等々については柔軟な考え方を持つていいということを申し上げてゐるんであって、総理との間に特にそこがあるというような感じは全くしておりません。

○風間直樹君　いや、どうも分からんんですね。

大臣、この三月十五日のこれ会見のコメントでいらっしゃいますけれども、二%にこだわつてるのは新聞記者と日銀、そういうことに詳しい人だけと。たしか十一日のこの委員会でもそういった趣旨の御発言をされたと記憶をしています。

ところが、この政府と日銀の共同声明では、これ政府と日銀の共同声明として二%の前年比上昇率を目指すところと書いてあるわけですよね。決して新聞記者と日銀だけがこだわつてているんじやなくて、政府もこだわつていると私は捉えています。ところが、ああ、総理、何か御答弁。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)　これはつまり、日本銀行と政府の共同声明でござりますが、この中で二%という物価上昇率の目標を掲げております。

この二%というのは目標であると同時に手段でもあるわけであります。私たちが求めているのは实体经济を良くしていく。特にやはり、これは

世界の多くの中央銀行もそうなんんですけど、雇用なんですね。この金融政策でもつて雇用に働きかけていくという中においてデフレから脱却をして、そして雇用が良くなっていく、仕事が増えていくという状況をつくっていく上においてはこの二%の物価安定目標が必要ですねと、こういうことであります。

これ、手段として二%の物価安定目標を置く中において、二%には達していませんが、それがつくり出す、雇用状況はつくり出しているわけでございます。

一方、CPIにおいては、今、麻生副総理が説明をされたように、石油価格が下落をしたこと等もあり、我々はそこは理解をしますよと、そして、本来我々が進めて、本来の目標である実体経済においては十分効果を發揮している中においては、今段階で二%に到達をしていないといふことについて政府としては理解をしているといふところでござります。

それを副総理も、そういう状況なんだから、今すぐに二%をやるために何か、そのためだけに何か政策を取る必要、手段を取る必要はないという、そういう意味で言われたんだろうなと、こう理解をしております。

○風間直樹君 総理と副総理の間にある言葉の差を私なりに理解しますと、安倍総理、今おっしゃつたように、二%の物価上昇率目標というのはこれからも追求するんだと。ただ、その中で、情勢の変化とか様々、達成されたものもあるし、状況が変わってきてるので、現状、そういう部分はそういう部分としてしっかりと見ながらも、引き続き二%は追求していくということに変わりはないという御答弁と理解しました。

麻生大臣は、二%にこだわり過ぎるとおかしくなると、そこの違いを、これ責めているわけじやなくて、マーケットに疑心暗鬼を与えるといけませんので、今ちょっとお二人で相談されて統一見解を出していただきたいと思います。

○國務大臣(麻生太郎君) 先ほど總理の申し上げていることに変わりはない、二人の間にそごはないと先ほど御答弁申し上げたん、そのとおりなんであつて、今更、殊更それを取り立てて言われようと探しておられるようになりますけれども、そんなつもりは全くありませんので。

私どもは、一%というのは、最初、五年前、それから黒田さんと四年前に、急激に石油の値段が下がったときにも、これは将来、一%ということになりましたときにはこれはなかなか難しいです。当時は「一年」という約束でしたから、なかなかそんな簡単にいかないんじゃないのかと思いまして。ただ、目標としてこれを掲げていただきたいということに関しましては、両方にそごはありませんし、総理との間にもそごはありませんし、マーケットが間違つて取ることもないと存じます。

○風間直樹君 引き続きこの委員会で質疑させていただきます。

○大塚耕平君 国民民主党・新緑風会の大塚耕平です。

景気動向等についてお伺いする前に、昨日来、この委員会で所得税法等改正案に関連して、皇位の安定継承という観点から、天皇家の所得税や相続税の在り方について、渡辺委員からもる御質問があつて、私も今日も午前中、それに関連した質問をさせていただきました。その観点から先にこの質問をさせていただきます。

今日、宮内庁に来ていただいていますが、敗戦後、GHQの指示によつて皇籍離脱をした宮家及び男性皇族の人数をお聞かせください。

○政府参考人(野村善史君) お答え申し上げます。

昭和二十二年十月十四日に皇室典範の規定に基づき皇室離脱をされたのは十一宮家であり、男子は二十六方と承知しております。

○大塚耕平君 総理、代表質問でも一度お伺いし

たことがあるんですが、総理は、御自身の所信の中であるいは予算委員会の答弁の中で何度も戦後政治の総決算ということを言っておられるんですが、GHQの指示に基づいて皇籍離脱をされた宮家や皇族がこれだけいらっしゃるということについて、これを是認するお立場でしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 是認というのは、皇籍を離脱された方々が、言わば皇籍を離脱したということについて、それを認めるかどうかということ、という御質問でございますか。

○大塚耕平君 や、私がお伺いしたいのは、総理は戦後政治の総決算ということを何度もおつしやつて、もう六年も総理を務めておられる。大変長期間お務めになつておられることに敬意を表したいと思います。

しかし、戦後政治の総決算というならば、せんだつて私は日米地位協定の見直しについて質問をさせていただきました。米軍との関係の問題、それから、我が国にとつてボツダム宣言を受諾した後に占領された北方領土の在り方、これらについての質問をさせていただいておりますが、総理からは、戦後政治の総決算という決意の割には、それに適合するような御答弁をいたでていないう気がいたします。

同様に、このGHQの指示に基づいて十一宮家と二十六人の皇族の方が皇籍離脱をしたといふ。これをこのままにしておいて本当に戦後政治の総決算ができるというふうにお考えですかという質問をさせていただいております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 皇籍を離脱された方々はもう既に、これは七十年前の出来事で、七十年以上前の出来事でござりますから、今は言わば民間人としての生活を営んでおられるというふうに承知をしておるわけございます。それを私自身がまたそのGHQの決定を覆すということは全く考えてはいないわけでございます。

他方、恐らく皇位の継承との関係で御質問されているんだろうと、こう思うわけでございます

が、同時に、この安定的な皇位の継承を維持することは国家の基本に係る極めて重大な問題であると考えております。これは、皇位の継承についてそれを守ってきたことの重みなどを踏まえながら、慎重かつ丁寧に検討を行つ必要があると、このように考えております。

○大塚耕平君 宮内庁にお伺いします。成子内親王と東久邇宮盛厚様の系譜に男子が随分いらっしゃるということは、認識として正しいでしょうか。

○政府参考人(野村善史君) 昭和二十二年に皇籍離脱をされた方々の段階については承知をしておりますけれども、その子孫の方々につきましては具体的には承知をしておりません。

○大塚耕平君 それでは、調べて一度回答してくださいと申上げておきたいと思います。

総理にもう一つだけこの問題に関して質問をさせていただきます。皇位の安定継承は、これは我が国にとって大事な問題でありますので、東久邇宮様の系譜にもう三代にわたつて男子が今も御健在であると、かなりの人数であるというふうに理解をしております。

総理にもう一つだけこの問題に関して質問をさせていただきます。皇位の安定継承は、これは我が国民の皆さんにとっては大変重要なポイントであります。景気がいいということは全ての国民の皆さんにとって望ましいことでありますので、その観点から、最近の就業者数の増加、予算委員会でも聞きましたが、この理由について、総理の御認識を伺います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 政権発足直後から、女性の活躍の旗を高く掲げて、保育の受皿整備など女性が働きやすい環境づくりに努めてまいりました。その結果、この六年間で女性就業者は二百八十八万人増加をいたしました。就業率は二千五百以上の全ての世代で米国を上回つたところでございまして、また女性の平均賃金も月一万三千円増加をしまして、男女間の賃金格差も足下で過去最小となつてゐるわけでございます。こうした中で、総雇用者所得は増加傾向が続いてきており、引き続き女性活躍の実現に向けて全力で取り組んでいきたいと、こう思つておるところです。

生産年齢人口が五百百万人以上減少する中にあって三百八十万人雇用が増えたということにおきましてもございまして、男系継承が古来例外なく維持されてきたことの重みを踏まえながら、慎重かつ丁寧に検討していくと思っております。

その中で、様々な御議論があることは承知をしております。旧宮家の皇籍復帰等々も含めた様な議論があることは承知をしておりますが、今申し上げたことを、考え方を基本に丁寧に検討していきたいと思いますが、いざれにいたしまして、このように考えております。

り、十分な分析、検討と慎重な手續が必要である

と考えております。これは、皇位の継承について

て、皇籍の復帰ではなくて皇位の継承についてそ

ういう考え方で進めてまいりたいと考えております。

○大塚耕平君 予算委員会では十分にお伝えできなかつたので、残されたあと二分間でお伝えをいたしますが、ここに来て、特に昨年、女性や非正規の方の就業者数が増えていたというのを、この委員会で可決をされて施行された配偶者特別控除の見直しというものの影響が大きいんです、総理。これまで百三万円の壁だったものが百五十万円の壁にシフトしました。三十八万円の配偶者特別控除全額の受益を受けるためにそのゾーンの女性の皆さんのが働きに出た。しかも、一百一十万円までは三十八万円フルではないけれども段階的に控除を受けられると、したがつて、そのゾーンの女性の皆さんも働きに出た。

これは、家計が豊かで所得が十分であれば必ずしも働きに出たいと思わない方もいらっしゃると思いますけれども、かなり所得環境がよろしくないから配偶者特別控除の見直しが就業者数の増加にプラスに寄与したということをせんだつて財務大臣とここで議論させていただいたら、麻生大臣は、それはそのとおりですとというふうにお認めになつて、そういうこともちゃんと国民の皆さんにお伝えすべきではないかと申し上げたところ、やはりいいことばかり材料を探して伝えないと思いませんけれども、かなり所得環境がよろしくない御答弁だなと思つてびっくりしましたが、是非お伝えすべきではないかと申し上げたところ、やはりいいことばかりでしたので、随分正直な御答弁だなと思つてびっくりしましたが、是非そういう要因もあるということを御認識されて今後の経済運営に当たつていただきたいと思いますので、最後に御所見をお伺いして、終わわりにしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 大塚委員らしい緻密な指摘ではあるというふうに承つておりますが、この配偶者控除の見直し、百三万円の壁を意識して労働時間を減らす、就業調整の問題に対応するために入出制限の百三万円を百五十万円に引き上げたわけでございますが、これは働きたいと思つておられる方が働ける、あるいは企業側ももっと働いてもらいたい、これがまさに一致をしたところでございますが、ただ、ただですね、これが

二百八十万人が増えた大きな要因ということには当たらぬと、こう考えておりまして、配偶者控除の見直し、大塚委員も御議論に参加していただいものは、適用は一〇一八年からでございまして、実は政権を取つてから、一〇二二年から一〇一七年の間で既に女性の就業率は、就業者数は、調べてみたんですが、これ既に二百万人既に増えておりますので、これに関わりなく増えているということございまして、ただ、この政策は、働きたいと思える女性が、もっと収入が欲しいとももちろん思つてゐるんですが、働くことも可能となつたと。これは地方においても大変歓迎された政策ではないかと、こう思うわけでございまして、そういう御議論に参加していただきたいことについて敬意を表したいと思います。

○大塚耕平君 宮内庁に最後にもう一回聞きます。成子内親王と東久邇宮盛厚様が御結婚され、東久邇宮様は皇籍離脱をされた宮家でありますので、その系統に男性がもしいらっしゃるとすれば、かなり血統的には天皇家に近いという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(野村善史君) 血統的に近いということは、その親等をどのように数えてみるとかということによろしくかと思いますので、その考え方次第によるというふうに考えます。

○大塚耕平君 終わります。

○藤巻健史君 日本維新の会の藤巻です。日本維新の会、そして希望の党を代表して質問させていただきます。

ちょっと質問の順番変えさせていただきたいんですけれども、まずは総理にイエスかノーかだけでいいのでお答えいただきたいんですが、ドル預金の譲渡益というのは今、雑所得なんですね。そのドル預金が雑所得だということが日本のデフレ脱却を運らせているとか、それから景気回復を運らせているという、そういうことを考えたことがあるかどうかだけ、ちょっとイエスかノーかでお答えいただければと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この所得税における所得の取扱いについては、その所得の性格に応じて分類されるべきものであつて、例えば為替相場に影響を与えるといった観点から判断されるべきものではないということは言うまでもないわけですが。ございまして、その上で、こうした現行税制上の取扱いが例えれば為替相場に特定方向の影響を与えていたとの認識は、念のために申し上げておりますが、有していないということでございます。

○藤巻健史君 私は長い間マーケットにいましたので、このドル預金が、為替益が雑所得であるということがかなり経済にも影響していると思うんですけども、もしドル預金をたくさんやる方がいると、ドル買い円安が起つてドル高になつて、これでフレ脱却簡単にできますし、そして景気も回復するんですよ。だけど、ただし、ドル預金を余りしないといふのはなぜかというと、雑所得のせいといふのがかなり大きいと思うんですね。要は、最高税率は五五%になるし、損をしても損益通算はできないし、損失の繰延ではできないんですね。これだったら、普通の方はドル預金なんかしようと思わないですよ。

○大塚耕平君 終わります。

○藤巻健史君 新の会、そして希望の党を代表して質問させていただきます。

ちょっと質問の順番変えさせていただきたいんですけれども、まずは総理にイエスかノーかだけでいいのでお答えいただきたいんですが、ドル預金の譲渡益というのは今、雑所得なんですね。そのドル預金が雑所得だということが日本のデフレ脱却を運らせているとか、それから景気回復を運らせているという、そういうことを考えたことがあるかどうかだけ、ちょっとイエスかノーかでお答えいただければと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この所得税における所得の取扱いが例えれば為替相場に特定方向の影響を与えるべきものであつて、別に国税が悪いわけじゃない、これはやっぱり国税は雑所得だと言つてもおかしくないんです。ですから、それだけでも、もしごくらば、ここからは政治の役目だと思ふんですね。

一番日本にとって悪い税制を選択する必要はない、政治の力で日本がどうやつたら活力を得るかということを考えるべきだ。だとするならば、やっぱり私は外貨預金というのを二〇%の源泉分離にして、これは暗号資産もそうなんですかけれども、そういうことによって国力を、国の力を勢い付けると、こういうことはやっぱり政治家の役目だと思うんですね。

そういうことをちょっとと考えていただきたいなところが、一つ、次に、お渡ししている消費者物価指数の表を見ていただきたいんですが、この表というのは、これからどういうふうに思つんですが、ちよと時間がなくなるので、一つ、次に、お渡ししている消費者物価指数の表を見ていただきたいんですが、この表だと思うんです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 当時、当時のバブル時代であります、バブルとはこれ一般的に、資産価格が、ファンダメンタルズ、この経済の基礎的条件から大幅に乖離して上昇することを指しているわけであります、この当時、極めて地価が、地価と株価が上昇したわけでございます。地価とこの株価が上昇したわけでございます。地価とこの株価が上昇したわけですが、国民全體の中に資産価格上昇期待が高まつた結果として、自己増殖的な投機行動により資産価格を経済のファンダメンタルズからは考えられないような水準までに上昇させたと、これがいわゆるバブルを引き起こすこととなつたと、このように考えております。

○藤巻健史君 そうなんですね。確かにバブルというのは狂乱し過ぎでした。でも、景気が良かつたというのは事実で、それは総理が想像されたとおり、まさに資産価格、株と不動産が上昇したから、だからこそ、あんなに、消費者物価指数が極めて低かったにもかかわらず、景気がめちゃくちゃに良かつたと、こういう現象が起きているわけですね。

先ほどもちょっと議論あつたんですが、暗号資産も資産として認められていてるわけですよ。これ、暗号資産の価格も、不動産とかそれから株と同じように、これ価格が上がる極めていい効果

を、経済効果を与えることがあるんです。それを税制改革によつて押し下げちやつたんですね。この前、雑所得と認定することによつて。これ、やっぱりますいでよね。やっぱり、せつから資産を上げるようなことを考えていかないと国民の経済が悪くなると、国民経済が悪くなることを考えるといふことはやっぱり認識していただきたいと思います。

もう一つ、この表から非常に面白いことがあるんですけれども、なぜあのとき消費者物価指数が低かつたか、極めて低かつたか。これ、横のドル・円を見ていただきたいんですが、一九八四年に二百五十一円五十八銭だったものが、次に二百円、次の年、百六十円、次、百二十二円、こういふように円高が進んでいたんです、すごく。だからこそ消費者物価指数、極めて低いんですよ。ところが、その八年に百二十五円九十銭付けてから、百四十三円四十銭に円安になりました。途端に消費者物価指数、ぽおんと一・四%、上がってきています。要は、消費者物価指数というものは為替に物すごく連動しているんですね。これは私がもう長い間マーケットにいた経験なんです。ということは、先ほど言いましたけれども、ドル預金の税制を変えることによって、そして皆がドルを貢うようになる、ドル高になると、そうすればデフレ脱却簡単なんですよ。今、出口がないとかいつて副作用が、私なんか、もう徹底的に出口がなくて大変なことになると思つていますけれども、異次元の量的緩和などという出口がなくて副作用のあるそういう政策を取りなくても、税制をちょっと変えるだけでドル高円安でデフレ脱却できたはずなんですよね。だから、そういうことを考えるべきかなと思います。

だからこそ、さつき申し上げましたように、国税の論理で、国税の論理は正しいと思いますよ、ある程度。ある程度というか、もう十分仕事されていると思います。すれども、国税の論理を

一つ超えた政治の論理でやっぱり税制考へるべきじゃないか。要するに、ドルの外貨預金、ドルじやなくともいいんですけど、外貨預金の為替益、そして暗号資産の譲渡益、これを、やはり国が強くなる、要するに、雑所得じやくなれば、やつぱりドル高になつて円安になつて國が良くなれるといふことはやっぱり認識していただきたいと

それから、暗号資産、これもいつも申し上げていますけれども、ブロックチェーンの裏表にある関係で、ブロックチェーンを发展させたいんだつたらやつぱり仮想通貨も发展させなくちゃいけないんです。

それと、もう一つ言うと、仮想通貨というのは、支払手段としてはやっぱり相当ポテンシャルがありますけれども、プロックチェーンを发展させたいんだつたらやつぱり仮想通貨も发展させなくちゃいけないんです。

口座を持つていない人たちがいる、その人たちが経済界に入つてくるためには、スマホ一つあれば

決済ができる通貨が必要、まさに暗号資産が必要なんですね。そういう意味でいうと、税制をちょっと變えるだけで将来の日本の飯の種ができるし、

今の問題も解消できると思うんですよね。

その点についてちょっとコメント、大臣でも總理でもどちらも結構です。

○國務大臣(麻生太郎君) これは、いわゆる雑所

得とか、また譲渡所得といったこの種の所得税における所得の区分のお話をされておられるんだと

思いますが、その所得の性質に応じてそれは分類されると、これは当然のことなんだと思つております。為替相場に影響を与えると、そういう観

点から判断されるべきものではないということは

はつきりしておるんだと思っております。

加えて、先ほどもちょっと、午前中でしたか午

後だつたかな、お話をついていましたけど、この

為替の差益について、異なる通貨の間で、これは

総合的な換算レートの変化によって生じるんです

けれども、そのときの外國通貨の価値 자체というものが増加したものではないと考えられますので、当然のこととして、譲渡所得ではなく、これ

は雑所得として取り扱うべきものなんだと思つておりますので、これは政府見解とか、先ほどの役人のせりふではなくて、国際的に見てもこれが常識的な答えだと思つておりますが。

○藤巻健史君 今の税制を、私は、別にその暗号資産とか為替の譲渡益を利子所得にしろとか、別に全く関係ない、学説にも合わないようなことを言つてゐるわけじゃないで、学説としてもそういう可能性がある、それも、特に租税法の大家がおつしやつてゐるような分類に変えていいんじゃないのか、なぜそこで抵抗が必要があるのか。国税はそもそもしないけど、これは政治で選んでもいいんじゃないか。それによつて日本が発展するんだつたら是非変えるべきだと私は思います。

もう一つ最後に申し上げやうと、最後に申し上げやうと、ちょっと忘れてやつた。ちょっと

言つたかつたんですけど、ちょっとと興奮し過ぎました。ということで、じゃ、コメントいただけま

すか。

○國務大臣(麻生太郎君) 今の最後の点につきましても、そういう学者さんの説というのはこれ実

はいろいろありますので、その中の一つの御説と

して知らないわけではありませんけれども、そ

ういう御説が一つはあるということは拝聴させてお

いていただきました。

○藤巻健史君 いや、いろいろあるからこそ国益

を考えるということだと思いますよ。

思い出しました。要するに、これは為替介入と

いたいと思います。

○藤巻健史君 いや、いろいろあるからこそ国益

を考えるということだと思いますよ。

以上です。ありがとうございました。

○大門実紀史君 大門です。

安倍総理、お疲れさまでございました。

今回、予算委員会で総理と質問する機会がなさ

るんですけど、もし質問するならば、しようと思つたら、やっぱり消費税を中止すべきだということ

は、今まで賃金上がつたかどうかとか、それはも

うああ言えばこう言う世界がいろいろあるんですね。

これから賃金を上げていかなきゃいけない

と、もう一つは賃金の問題なんですか、これ

は、今まで更に上げなきゃいけない

と、要するに、これから更に上げなきゃいけ

な点でございまして、時間が短いのでお聞きさ

りますけれど、この十九日の日経新聞にも出ており

ましたが、やはり日本は最低賃金水準が世界でも

とても低いと、遅れているというのが指摘されて

おります。

この点については、私も再三予算委員会で総理

に質問してまいりました。要するに、我が党の主張は大幅に引き上げるべきであると。それをた

だ、中小企業は大変でござりますから、中小企業

にも必要な支援ということですけど、私は再三申

し上げてきたのは、フランスやアメリカでは、単

に最低賃金上げるから、中小企業大変だからとい

うことよりも、最低賃金を上げるということと中

小企業に大胆な支援をやるということをセント

で、経済対策として大胆に規模も大きくやること

が重要ではないかということを提案してきたわ

けでありますけど、これ、最初に安倍総理に提案

させていただいたのは二〇一三年の一月二十日の

予算委員会、安倍内閣がスタートして間もないときの予算委員会でございました。

そのとき総理は、もう大変積極的な御答弁をいたいでいます。ただいま大門議員から重要な指摘があつたと思います。言わば中小零細においてなかなか賃上げというのは勇気が要ることですけれども、結果として業績が改善していくということになれば、最低賃金を上げても中小企業の業

續が改善していくことになれば話は別になつていいでしよう。我々もそうした研究をしなければならないと、今委員の質問を伺つて思つた次第です。日本の支援の仕方については、使われないと、制度ですね、などもあるので、使い勝手がいいようにと、そういうことも含めて検討していくたいと、いうことでおつしやつていただきまして、私も是非頑張りましょうということで、何かエールの交換のような質問をやつたことを覚えております。

それを、二〇一三年ですからもう六年年前ですか、に議論させていただいたんですけれど、もう一度その最低賃金の引上げ対策について大きな規模で御検討いただけないかと思うんですが、いかがでしょうか、総理。

賃上げしやすい環境整備に向けて今後とも政府丸となつて取り組んでまいりたいと、このよう考えております。

○大門実紀史君 やっぱり、この最初の一〇一二年二月のところから普通の話に戻っちゃつていいなというふうに思うんですね。

アメリカは二百円、三百円規模で引き上げてもらりますので、まあ経済対策ですから、そこまでいい切つてやろうというようなことはあつたと思はずけれど、それを是非お考へいただきたい

理のおつしやるような世帯人員の減少の影響を除いたものでござります。家計消費のデータの一つとして公表されてまいりました消費水準指数、これを年換算したもので、二〇一八年十二月まではしかちょっと数字ありませんけれど、要するに、世帯人員が減少したことの影響を入れてもやはり同じ形のグラフになるということでおございますので、もう数字がああだこうだ言い合うよりも、やっぱり実態がどうなのかといふところで、確かにちよとしづらくなは伸びてゐるか分かりません

事実、その後、厚労省の担当者の方が私の部屋に見えて、今日の質問の資料を大臣からもらつてくるようにと言われたということで来られて、確かにその後、その前のよりは最低賃金を上げていくということに踏み出されたということは理解しております。理解しております。

う思うわけでござりますが、努力について少しだけ評価していただきたいと、この最低賃金の引上げについては、経済の好循環を実現する観点からも大変重要であると考えておりまして、安倍政権では、最低賃金を政権発足以来の六年間で時給で百二十五円引き上げ、今年度は二千五百円へ引き上げることとしております。

と、やっぱりGDPの六割家計でござりますので、GDPを本当に、今数字は少しいいのが長く続いているというのはありますけれど、本当に古くしていくには、やっぱり家計の部分をどうしても伸ばさなきやいけないと思つんですね。そぞろの決定的な鍵を握るのが、御提案申し上げていいよ。

が、まだ落ちるかもしれませんよね。まだ低い水準でござりますので、これをどうするかということをやつぱり謙虚に耳を傾け合って考えるべきではないかというふうに思います。

ですから、消費を引き上げるには購買力を引き上げると。購買力というのは実質賃金が大事でござりますので、これがどうするかといふことをやつぱり謙虚に耳を傾け合って考えるべきではないかというふうに思います。

たた 金額からいきますと 大幅などには  
ちよとと程遠くて、物価の後追い的な最低賃金の  
引上げになつておりますし、中小企業に対する支  
援というのは余り拡充していないうことが  
あつて、提案させていただいた景気浮揚効果とい  
いますか、経済対策といいますか、アメリカやフ  
ランスは、さつき言つたようにもう大きな経済対  
策としてあつて、規模も何兆円規模のセットでや  
るということをやつたわけですね。

度は二十六円の引上げを行つたところでありまして、これはバブル期以来の引上げ幅でございまして、十分に評価していただけなかつたんですが、これは大幅な引上げだと私は考えております。また、引き続きこの年率三%程度を目指として引き上げていく、今年は消費税を二%引き上げさせていただくわけでございますが、これを上回る形で引き上げて、目標として引き上げていきたいと、全国加重平均で千円を目指していきたいと、

るほどの国で成功しておりますので是非研究をしてほしいというふうに思います。

最後に、これはもう質問いたしませんけれど、この間の予算委員会の議論を、経済の議論を聞いていますと、何かもう、ああ言えどこう言う評ばかりで、先に進まない。つまり、何か今の認識をやり合っているだけでということがあつて、今日のような次の点の議論を本当はしてほしかったと、したかったというのがあるのでございま

さいますので、私は名目上かることを否定しませんけれどね。結局、物を買うとき、もらつたときじやなくて、物を買うときは幾らの物が買えるかはやっぱり実質になりますので、そういう点では、実質消費を引き上げるという点では、今日、今申し上げた最低賃金の引上げと、いうのに本格的に取り組んでいただきたいということを改めて申し上げて、質問を終わります。

○渡辺喜美君　総理は、今年の夏には佐藤栄作総

私は、あのとき経理が関心を寄せられたといふのは大変重要だと思っておりまして、改めて、今やつぱり最低賃金を引き上げるといふことが全体に波及する、大変大事で、景気も良くするという意味で、改めて、ああいうような経済対策として関心を持つていただきたいと、それを今、これから改めてやるべきではないかと。ちなみに、フランスやアメリカは、最初は中小企業団体が懸念を示したんですけど、それを何回か繰り返すうちに消費が上向いて、自分たちの中小企業の売上げも伸びるので、むしろ中小企業団体の方からまたやってくれというような声が出るぐらいに今変わってきているというのがあるわけですね。

こう考へているところでございます。  
今までのこの六年間におきましては物価の上昇率を超える形で引き上げることができたと、こう思つておりますが、またこうした積極的な引上げを可能とするためには、大門委員がおっしゃつたように、中小・小規模事業者に対してちゃんと支援もしていくべきだと、私もそう思つております。生産性向上に向けた設備投資やコンサルティングなどの費用の助成、あるいは賃上げに積極的な企業への税制支援や生産性向上に向けた固定資産税ゼロの税制、また最低賃金引上げの影響が大きい業種の収益力向上に向けたセミナーの全国展開や下請企業の取引条件の改善など、中小企業が

そうはいつても、一つだけ、ああ言えばこうう話になりますけど、実質家計消費のグラフを記らせていただいております。

これは何かといいますと、議論の中で、実質家計消費については二〇一四年以降落ち込んでいいんじゃないいかということで、我が党もほかの野党の皆さんも、これに似たグラフを使って議論をしてきたところでござります。そのとき総理は世帯当たりの人員が減っているということも繰り返し述べておられましたので、そこで、参考までいふまですが、これは、下に注がありますとおり、

理を抜いて戦後最長になられるかもしれない。また、秋には桂太郎さんを抜いて歴代一位になるかもしれない。

私は、第一次安倍内閣で僚僚をやらせていただいて、第二次以降の安倍内閣は第一次のときとはアプローチの仕方が違うなと思うんですね。第一次のときには、どつちかというと直接戦略、正面突破だった。第二次以降は間接アプローチという、孫子の兵法以来の定石に従つたやり方であります。ただ、私に言わさせていただくと、ちょっと中途半端な気がしてならない。

例えば、アベノミクスというのは、積極財政、金融緩和構造改革、この三点セットであります

が、この今家の計調査にも表れている、それから、私がお配りをした高橋洋一さんの作ったこのグラフにも表れている。二〇一四年の消費増税というのがせつかく始まつたアベノミクスを台なしにしてしまつてある。アベノミクスと整合的だつたでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 消費税については、この伸びていく社会保障費に対応するために必要なものであると、こう判断し、また、国の信認を確保する上において、消費税の引上げを判断したところでござります。

今回の引上げにおきましては、そのときに確かに反動減があつた、駆け込み需要とそして反動減が大きくあつたわけござりますので、そのときの反省を生かし、万全の対策を取つているところでございます。

○渡辺喜美君 残念ながら、この三十年を振り返つて、日本経済は一・三倍にしか名目成長膨れ上がつております。アメリカ並み、先進国並みの経済成長を遂げておれば、アメリカのように

三・六倍。改革・開放を始めた中国は、統計が正しいとすればの話でありますけれども、名目成長五十二倍になつております。

購買力平価ベースでは、もう既に中国がアメリカを追い越したというのはIMFも世銀も発表しているとおり。軍事費の比較といふのはこういう購買力平価でやるというのが常識でありますから、米中対立の根底にある話なんですね。

結局 成長しない国になつちまつたその最大の理由は、増税やつちやいけないときに増税をやる、金融引締めをやつちやいけないときに金融引き締める、もうこの一つですよ。ですから、日本が成長しない。殘念ながら、平成元年の改元の年に導入された消費税が呪われた税制になつちましたんですね。

成功すると思いました、あの最初の消費増税は。だつて、減税先行でやるんですから、バブルの真つただ中ですから、こんなの失敗するわけな

いよつて誰しも思つた。ところが、ベルリンの壁が崩壊して、もう直後に金融引締めが始まつた。さつきの話のように、一般物価は上がりついていません。そういうときに金融引締めをやればどうなるか。バブル大崩壊が始まつたのですね。

平成八年、私が一年生議員、安倍総理が二年生議員のときに、これも社会党政権のときに決めた増税を実行して、消費税だけのせいではないが、不良債権問題に火が付いたやつたという呪われた歴史があります。

一四年の増税というのは、これは安倍総理の前の民主党党政権の時代に三党合意で決められたんですね。第二次安倍内閣は異次元金融緩和をやる。これはすごいことが始まつたなと思いましたよ。こんなことはもう経済学の常識で、物価と失業率というのは逆相関なんですよ。だから、金融政策を解くことが大事なことなんです。

○渡辺喜美君 これはもう完璧に呪いが解けます。少なくとも凍結、これをやれば呪いは鎮まります。是非これを実行してください。

以上、終わります。

○委員長(中西健治君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十四分散会

[参照]

平成三十一年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算

予算に関する説明

平成三十一年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算について御説明申し上げます。

まず、一般会計歳入予算額は、百一兆四千五百

今般の消費税の引上げは、社会保障を全世界型に転換していくための安定財源を確保するためのものであります。増収分を全てお返しするレベルの十分な十二分な措置を講ずることとしておりまして、それにより景気回復の軌道を確かなものとしてまいりたいと考えております。

○渡辺喜美君 予算が上がるまでは原稿棒読みでよろしいですよ。でも、予算が上がって、四月一日に新しい元号の発表をされるわけであります。今年は、生前退位でありますからおめでたい改元のとしてまいりたいと考えております。

○渡辺喜美君 予算が上がるまでは原稿棒読みでよろしいですよ。でも、予算が上がって、四月一日に新しい元号の発表をされるわけであります。今年は、生前退位でありますからおめでたい改元のとしてまいりたいと考えております。

この予算額は、現行法による租税及印紙収入見込額六十二兆四千九百四十億円に、平成三十一年度の税制改正による増収見込額百十億円を加え、自動車重量税の譲与割合の引上げによる減収見込額百億円を差し引いたものであります。

次に、各税目別に主なものを御説明申し上げます。

まず、所得税につきましては、十九兆九千三百四十億円を計上いたしました。

法人税につきましては、十二兆八千五百八十億円を計上いたしました。

消費税につきましては、税率の改正に伴う影響等を勘案した上で、十九兆三千九百二十億円を計上いたしました。

以上申し述べました税目のほか、相続税一兆一千三百二十億円、酒税一兆二千七百十億円、揮発油税二兆三千三十億円、関税一兆三百四十億円、印紙収入一兆四百九十九億円及びその他の各税目を加え、租税及印紙収入の合計額は、六十二兆四千九百五十億円となつております。

第二に、その他収入は、六兆三千十六億四千二百万円であります。これを前年度予算に比較いたしますと、一兆九百九十四億五千四百万円の増加となつております。

このうち主なものは、外國為替資金特別会計からの受入金一兆七千八百九十二億八千四百万円のほか、預金保険機構納付金八千三十三億三千万円、日本銀行納付金五千七百十八億円、財政投融

七十億九千四百万円であります。これを前年度予算(補正予算(第一号))による補正後の改予算(以下同じ)に比較いたしますと、一兆八千八十七億五百万円の増加となつております。

以下、歳入予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、租税及印紙収入は、六十二兆四千九百五十億円であります。これを前年度予算に比較いたしますと、三兆四千百六十億円の増加となつております。

以下、歳入予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

資特別会計受入金四千三百一十一億三千九百万円、日本中央競馬会納付金一千百四十億九千七百万円等であります。

最後に、公債金は、三十二兆六千六百四億五千一百万円でありますし、これを前年度予算に比較いたしまして、一兆七千一百六十七億四千八百万円の減少となっております。

建設公債の発行によることとし、残余の一十五兆七千八十四億五千一百万円は、特例公債の発行によることとしております。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は、一兆五兆四千七百四十四億八百万円でありますし、これを前年度予算に比較いたしますと、一兆一百六億八千六百万円の減少となっております。

これは、国債費が二千六十二億一千六百万円増加した一方で、復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入が四千二十億九千百万円減少したこと等によるものであります。

以下、歳出予算額のうち主な事項についてまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、第一に、国債費につきましては、一兆三兆五千八十一億九千万円を計上いたしておりますが、この経費は、公債の償還及び利子の支払に必要な経費と、公債の発行に必要な手数料等の財源を、国債整理基金特別会計へ繰り入れるもの等であります。

第二に、経済協力費につきましては、七百六十八億二百万円を計上いたしておりますが、この経費は、独立行政法人国際協力機構に対する出資及び国際開発金融機関を通じて供与する開発途上国に対する経済協力等に必要なものであります。

第三に、政策金融費につきましては、六百十六億六千七百万円を計上いたしておりますが、この経費は、株式会社日本政策金融公庫への出資等に必要なものであります。

第四に、国家公務員共済組合連合会等助成費につきましては、六百八十三億九千一百万円を計上

(風間直樹委員資料)

#### 日米地位協定

##### 24条

1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。

2 日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権(飛行場及び港における施設及び区域のようとに共同に使用される施設及び区域を含む。)を予算に計上いたしておりますが、この経費は、復興費用及び復興債の償還費用の財源を、東日本大震災復興特別会計へ繰り入れるものであります。

3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取締を行なうことが合意される。

#### 第二十四条にに関する合意書

##### 第二十四条にに関する合意書

NLPに関する施設の使用(97年2月)

キャンブ・ハンセンの104号機艇と移転(97年6月)、

(美濃財團訓練の移転)の報告(96年8月)、

聯合飛行場から伊江島飛行場へのパラシュート降下訓練の移転(99年10月)

平成3年3月20日 参議院議員会議員会

立憲民主党・民進会・希望の会・風間直樹

出席:外務省HPより 風間直樹委員会

要を御説明申し上げた次第だるまこと申す。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまわ。

在日米軍関係経費(平成30年度予算)	
在日米軍の駐留に関する経費 (防衛省関係予算: 3,789億円①+②)	
周辺対策 511億円	S A C O 関係経費 (51億円)
施設の借料 1,002億円	・ 土地返還のための事業 26億円
リロケーション 43億円	・ 訓練改善のための事業 4億円
その他(漁業補償等) 265億円	・ 駆逐艦軽減のための事業 8億円
計: 1,820億円②	計: 38億円
防衛省関係予算以外 ・ 他省庁分(基地交付金等) ・ 提供普通財産借上試算 (注8)	・ 提供施設整備(FIP) 206億円 ・ 労務費(福利費等) 270億円 計: 476億円
	・ 訓練移転費 12億円 (訓練改善のための事業 の一つ) ・ 104号線越え射撃訓練 ・ バラスト降下訓練
	・ 訓練移転のための事業 88億円 ・ 米軍再編に係る米軍機 の訓練移転
	計: 2,078億円

注: 1 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、在日米軍駐留経費負担に含まれるものとSACO関係経費及び米軍再編関係経費に含まれるものがある。

2 SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費。米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元の負担軽減に資する措置に係る経費である。他方、在日米軍駐留経費負担については、日米安保体制の円滑かつ効率的な運用を確保していくことは極めて重要な観点から我が国が自主的な努力を払ってきたものであり、その性格が異なるため区別して整理している。

3 在日米軍の駐留に関する経費には、防衛省関係予算のほか、防衛省以外の他省庁分(基地交付金等:382億円、29年度予算)、提供普通財産借上試算(1,641億円、29年度試算)がある。

4 四捨五入のため、合計値があわないことがある。

平成31年3月19日 参議院財政金融委員会  
立憲民主党・民友会・希望の会 風間直樹  
出典: 外務省作成資料より

平成31年3月20日 参議院財政金融委員会  
立憲民主党・民友会・希望の会 風間直樹  
出典: 防衛省作成資料より

支払額(百万円)	提供施設整備費(FIP)	空母艦載機の移駐等のための事業	合計
平成25年度	2,363	48,133	50,496
平成26年度	2,725	63,390	66,115
平成27年度	1,011	102,117	103,128
平成28年度	3,515	102,160	105,675
平成29年度	2,760	94,180	96,941

※ 合計は四捨五入のため符合しない場合がある

過去5年間ににおける日本側が負担した米軍岩国基地における  
支払実績(施設整備関連)について

平成31年3月19日  
防衛省

政府・日本銀行の共同声明

(図表 1)

平成25年1月22日  
内閣府  
財務省  
日本銀行

デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のため、政府・日本銀行は別紙のとおり政策連携を強化し、これを共同して公表するものとする。

デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について  
(共同声明)

(別紙)

1. デフレから早期脱却と物価安定の下での持続的な経済成長の実現に向けて、以下のとおり、政府及び日本銀行の政策連携を強化し、一体となって取り組む。

2. 日本銀行は、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することを理念として金融政策を運営するとともに、金融システムの安定確保を図る責務を負っている。その際、物価は短期的には様々な要因から影響を受けることを踏まえ、持続可能な物価の安定を目指している。

日本銀行は、今後、日本経済の競争力と成長力の強化に向けた幅広い主体の取組の進展に伴い持続可能な物価の安定と整合的な物価上昇率が高まっていくと認識している。この認識に立って、日本銀行は、物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率で2%とします。

日本銀行は、上記の物価安定の目標の下、金融緩和を推進し、これをできるだけ早期に実現することを目指す。その際、日本銀行は、金融政策の効果波及には相応の時間を要することを踏まえ、金融面での不均衡の蓄積を含めたりスク要因を点検し、経済の持続的な成長を確保する観点から、問題が生じていないかどうかを確認していく。

3. 政府は、我が国経済の再生のため、機動的なマクロ経済政策運営に努めるとともに、日本経済再生本部の下、革新的開拓への集中投入、イノベーション基礎の強化、大胆な規制・制度改革、税制の活用など思い切った政策を総動員し、経済構造の変革を図るなど、日本経済の競争力と成長力の強化に向けた取組を具体化し、これを強力に推進する。

また、政府は、日本銀行との連携強化にあたり、財政運営に対する信認を確保する観点から、持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進する。

4. 経済財政諮問会議は、金融政策を含むマクロ経済政策運営の状況、その下での物価安定の目標に照らした物価の現状と今後の見通し、雇用情勢を含む経済・財政状況、経済構造改革の取組状況などについて、定期的に検証を行うものとする。

平成31年3月20日 参議院財政金融委員会  
立憲民主党・民友会・希望の会 國開直樹  
出席：日本銀行HP資料より 國開直樹事務所作成

(藤巻健史委員資料)

## 消費者物価指数(除く生鮮食品)

年	全国総合(%)	ドル/円	日経(円)	NYダウ
1982	3.1	235.30	8.016	1046
1983	1.9	232.00	9.893	1258
1984	2.1	251.58	11.542	1211
1985	2.0	200.60	13.113	1546
1986	0.8	160.10	18.701	1895
1987	0.3	122.00	21.564	1938
1988	0.4	125.90	30.159	2168
1989	2.4	143.40	38.915	2753
1990	2.7	135.40	23.848	2633
1991	2.9	125.25	22.983	3168
1992	2.2	124.65	16.924	3301

平成31年3月20日 参議院財政金融委員会 日本維新の会・希望の党 藤巻健史  
2015年基準 総務省公表資料より藤巻健史事務所作成

バブル





平成三十一年四月八日印刷

平成三十一年四月九日発行

参議院事務局

印刷者  
国立印刷局

P